

議 事 日 程 第 4 号

令和5年3月2日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議第34号 米沢市印鑑条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（22名）

1 番	鳥	海	隆	太	議員	2 番	成	澤	和	音	議員		
3 番	齋	藤	千	恵	子	議員	4 番	古	山	悠	生	議員	
5 番	井	上	由	紀	雄	議員	7 番	小	久	保	広	信	議員
8 番	影	澤	政	夫	議員	9 番	高	橋	英	夫	議員		
10 番	高	橋		壽	議員	11 番	堤		郁	雄	議員		
12 番	関	谷	幸	子	議員	14 番	山	村		明	議員		
15 番	山	田	富	佐	子	議員	16 番	佐	藤	弘	司	議員	
17 番	太	田	克	典	議員	18 番	我	妻	徳	雄	議員		
19 番	島	貫	宏	幸	議員	20 番	木	村	芳	浩	議員		
21 番	相	田	克	平	議員	22 番	工	藤	正	雄	議員		
23 番	中	村	圭	介	議員	24 番	島	軒	純	一	議員		

欠席議員（1名）

6 番 小 島 一 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	中川 勝	副市長	大河原 真樹
総務部長	神保 朋之	企画調整部長	遠藤 直樹
市民環境部長	安部 道夫	健康福祉部長	山口 恵美子
産業部長	安部 晃市	建設部長	吉田 晋平
会計管理者	栗林 美佐子	上下水道部長	高橋 伸一
病院事業管理者	渡邊 孝男	市立病院 事務局長	和田 晋
総務課長	高橋 貞義	財政課長	土田 淳
政策企画課長	伊藤 昌明	教育長	土屋 宏
教育管理部長	森谷 幸彦	教育指導部長	山口 玲子
選挙管理委員会 委員長	玉橋 博幸	選挙管理委員会 事務局長補佐	竹田 好秀
代表監査委員	志賀 秀樹	監査委員 事務局長	佐藤 徹
農業委員会会長	伊藤 精司	農業委員会 事務局長	穴戸 徹朗

出席した事務局職員職氏名

事務局長	三原 幸夫	事務局次長	細谷 晃
総務主査	澁江 嘉恵	議事調査主査	曾根 浩司
主査	堤 治		

午前１０時００分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員22名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第４号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○相田克平議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、都市計画用途地域の指定変更と事業所の救済について、１番鳥海隆太議員。

〔１番鳥海隆太議員登壇〕（拍手）

○１番（鳥海隆太議員） 皆さん、おはようございます。

一新会の鳥海隆太でございます。

今日は３月２日ということでありまして、昨日、３月２日は何が起こったのかといろいろ調べておりました。しかしながら、大した事案もなく、今日の話どうしようかと思ったのですけれども、よく考えたらあしたは３月３日だったのですね。３月３日の質問のほうで、今日はひな祭りという切り出しができたかと思ったのですが、しかしながら、本日１番目の質問ということで、これほど話題性に富んだことはないと改めて実感した次第でありました。

この間もとあるところでも言ったのですけれども、同じような話になるのですが、私は常々これは大切だということがあります。それは何かといいますと、行政の職員の皆さん、またこの議会、そして議員の皆さん、全てにおいて私は大切だと思うことでありますが、我々はやはり市民の生命と財産を守る、そして福祉の向上に努める、これが私たちに課せられた命題のようなものであると常々感じるとともに、大切にしなければいけな

い、議論の基にしなければいけないことだと常々思いますし、また、そういった話を市民の皆さんからもよく聞かなければいけないと、代弁者たらしなければいけないとも考えてもおります。

その市民の方からのお話であります、お話といますか、相談といますか、お聞きしたことであります。非常に古い話から始まったことでありますけれども、簡単に申し上げますと、その方は米沢市で事業を行っている。そして、今後事業を拡大したいというお話でありました。事業拡大を考えたのであるけれども、結果的には拡大ができなかったということでもあります。どうしてできなかったかということを経験して話をしたときに、問題になったのは、都市計画の中に用途地域という13の指定があります、この指定がネックとなって拡大ができなかったというお話でありました。

その事業を行っている市民の方は、大分昔から、それこそ50年以上も前から、同じ場所で業を営んでいたということでありました。そのときには設置できたものが、今現在、用途地域が変わったということで、拡張ができないということでありました。

そういうことは恐らく市内各所でもあるのかと思いますけれども、私がここで思ったことは、用途地域が変更になるときの手続、これがどうだったのかと。行政のいろんな説明があったでしょう。それがきちんと行われたのかどうかと。また、同意が得られて用途地域が移っていったのかどうかと考えた次第でもありました。

今回の私の質問は、都市計画の用途地域指定の変更と事業所の救済という大項目であります。

そして、その小項目といたしまして、具体的な質問といたしましては、用途地域の変遷と計画、本市の都市計画で用途地域が指定してあります。これは皆さん十分御存じでありますし、もう当然の、当たり前のようなことでもあります。これが時代の流れによって指定が変化してきておりま

す。どこがどのように変わっていったかというのは、なかなか対照表でもないし難しいのですが、変わってきている。例えば準工業地域から住居地域へ変化していったとか、本市の用途地域の指定はどのような考え、流れで今日まで来たのか、また今後の方向性はどうかをお聞きしたいと思います。

次に、小項目の2つ目ですが、質問は変遷で取り残された事業所はあるかと。それはなぜ出てしまったのかという質問であります。

その変遷の中で、もともと用途地域の指定で制約を受けていなかった事業所などが、その用途地域に取り残されている、そのような事例もあったろうと思います。なぜこのようなことが発生してしまうのかということでもあります。

小項目の3つ目、最後の質問ですが、事業所の救済はあるのかであります。

取り残された事業所などが、事業活動の中で用途地域により業務に支障が出てきた場合、今日までの用途地域の変遷も考えなければいけないと思いますが、本市としても取り残してしまったという一面もあると考えます。そのような事象に、本市も物心両面で解決に当たる考えも私は必要ではないかと思いますが、どう考えるか、お答えいただきたいと思います。

以上であります、壇上からの質問とさせていただきます。

一括質問一括答弁のような質問かもしれませんが、ひとつよろしく願いいたします。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、都市計画用途地域の指定変更と事業所の救済についてお答えいたします。

初めに、（１）用途地域の変遷と今後の計画についてであります、都市計画法に基づく用途地域は、建築物の用途や建蔽率、容積率、高さなど、建築物の形態に制限を加えることにより、良好な

住環境の確保と業務の利便性の向上を図ろうとするもので、土地利用の現況及び将来の土地利用計画を勘案して指定しております。

本市の用途地域につきましては、昭和12年に最初の用途指定が行われ、その際に住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域の4種類の用途が指定されました。その後、建築基準法の改正により、用途地域の種類が4種類から8種類、さらに8種類から12種類へと増加したことに伴って、地域の現状と今後の土地利用に合わせた見直しを行ったほか、南工業団地、米沢八幡原中核工業団地、米沢オフィス・アルカディアなど、工業系の団地造成に伴う新規指定などにより、現在の用途指定になってございます。

これまでの用途地域を含む都市計画による規制の手法は、人口が増加する中で、無秩序な都市化をコントロールするとともに、効率的な都市基盤整備を実現するという役割を果たしてきたところではありますが、現在の成熟した社会にあつては、既成市街地の再構築、都市構造の再編などに取り組む必要があり、個性的なまちづくり、環境負荷の軽減、防災性の向上、バリアフリー化、良好な景観の保全・形成、歩いて暮らせるまちづくりなど、様々な課題に対応していく必要性が高まっております。

今後につきましては、基本的には現行の用途地域を基本としながら、令和2年12月に策定・公表しております米沢市立地適正化計画に基づき、都市機能や居住の誘導によるコンパクトで持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えているところです。

なお、今後の社会情勢の変化などにより、用途地域を新たに指定、または区域を変更する必要性が生じた場合においては、用途規制による影響などについてもしっかりと調査を行い、その内容について説明責任を果たすなど、地域との合意形成を基本としながら、慎重に取組を進めていかなければならないと考えております。

次に、（２）変遷で取り残された事業所はあるか。あるとすればそれはなぜあるのかについてですが、用途地域の変更などによって建築規制を受けることになった建築物につきましては、市内におきまして少なからずあるものと捉えております。

用途地域の新たな指定や区域を変更する場合には、都市計画法に基づき、市民や地域の皆様に説明会、計画案の公告・縦覧を実施した後に、都市計画審議会での審議を経て決定しているところではありますが、用途地域のエリアを決定する場合、山形県用途地域指定基準によりまして用途地域の種類ごとにおおむねの最低面積が定められており、用途設定の趣旨からも宅地単位などの小さなエリアでの設定ができないこと、市街地周辺部の工業団地の整備方針が出た際には、用途地域の大幅な見直しが行われたことによって、これまで建築制限を受けていなかった建築物が新たに建築制限を受けることになったケースがあるものと捉えております。

次に、（３）取り残された事業所の救済はあるかについてお答えいたします。

御質問のありました、建物を建築した時点では適法に建てられた建築物であっても、用途地域の変更や、その後の都市計画法、建築基準法及び消防法などの関連法令の改正により、現行の法令に適合しなくなった建築物のことを、建築基準法上では「既存不適格建築物」といいます。

既存不適格建築物であることの前提といたしましては、建築当時に建築申請から完了検査までの必要な手続を経て、検査済証まで発行されていること、そして、その後に違法な増改築を行っていないものが対象となります。

そのため、用途地域の変更により、これまでの事業所が用途上、規制の対象建築物となったとしても、違法な建築物とはみなされず、そのまま使用し続けることが可能で、建築基準法上の救済的な措置となっております。

また、この既存不適格建築物について、増築などの建築行為を行う場合には、新たな用途の指定を受けることになった時点の建物の延べ面積、または工場などであれば使用している原動機の出力についても、それぞれの1.2倍までを限度として増築などを行うことができる救済措置となっております。

さらに、建築基準法では、特定行政庁——この場合は山形県となりますが、良好な住環境を阻害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認め、許可した場合には、救済措置適用の1.2倍を超える規模の建築行為も制度上は可能であります。

いずれにいたしましても、建物の建設年度や増改築の時期、用途地域の変遷によって、事業所それぞれ個別の対応が必要となりますので、そのような場合には、より丁寧に御相談をさせていただき、対応したいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 私からは、3番目の質問を中心に自席から行いたいと思います。

今の答弁の中で、既存不適格建築物というお話もありました。私は、まず今後取り残されるようなことがないように、一番しなければいけないところが問題かと、課題かと考えております。大体は、説明にもあったように、説明会を開くとか、そのようなことだったのですけれども、私はもう一步踏み込んで、例えば移転が必要な場合が出てくるようなことがあったら、そういうことにも対処すべきではないかと考えているのですが、その辺のお考えというのはお持ちでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 用途変更などで事業所などに支障が出るという場合がこれからあろうかと思えます。そういったときには、先ほども壇上で申し上げましたが、説明会であったり、そういう法的な手続を経て決定されるということになるわ

けであります、大きな支障が出る案件につきましては、個別に説明をしたり、今後どういう事業展開をしていくという方向性などもお聞きしながら、やはり丁寧にお話を聞きまして、その用途変更なども今後してまいりたいと考えているところであります。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） そのような地域といいますと、先ほども説明にあったように準工業地域とかそういった地域が住宅系に用途指定が変わる場合だと思うのです。都市計画の地図を見てみますと、そういった場所が多いということではないと私は思うのですが、非常に重要な部分にも本市の中で残っているところが私はあると思うのです。そういうところが現にあるわけですから、いざそうなった場合には、質問でも言ったように物心両面で当たっていただくということをやるべきではないかと考えております。先ほど建設部長がおっしゃったのは、物心両面でいくと心の部分であるかと思うのですが、私は物的な支援もしつかりと併せて行ってはいかかかと。やはり市内で頑張っている企業でもありますし、本市を支えてくれている市民の皆さんでもあります。そういった方をしっかりとバックアップするようなことを市を挙げて考えていくべきではないかと考えておりますが、その部分について、救済策みたいな話にもなりますけれども、そこまで踏み込んでいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 事業所一つ一つの内容を考えれば、我々も用途変更になってそういう制約を受けていくということについては本当に心苦しく思っているところではありますが、やはり将来にわたり区域全体として良好な土地に導いていこうという趣旨で用途変更などをしてございます。現在までも、数多くの不適格建築物についても法令によって多くの対応をしていただいているとい

うこともございますので、物心両面の物という部分についても、我々としては考えていきたい部分ではあります、なかなか今まで対応していただいた案件でも、個人で対応された方もいっぱいございますので、そういった意味では物の部分ではなかなか難しいとは思っておりますが、我々が今できるという部分については、やはり心の部分で、用途変更を踏まえれば丁寧に御相談に応じるなどそういったところ、さらには必要があれば、事業を拡大したいということであれば場所、この辺がいいですよみたいな相談に乗る、そういったところから始めさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 制度といいますか、都市計画とか用途地域については、そういった側面からの話はよく分かりましたし、ぜひ物心両面で親身に当たっていただきたいと感じたところでございます。

最後に、そういったところはやはり本市の産業という部分でも大切だと思うのです。そこで、産業部長にもその辺のお考えをお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 市内にも昔からの事業所がございまして。そういう中で、継続して事業を営んでいただく、これは大事なことだと思いますけれども、やはり時代の流れで、例えば住宅地化が進んでいくとか、そういう部分については、現在の法令も十分考慮しながら、どういう方法がいいのかということをやはりしっかりと土地利用を踏まえて誘導していく、そういうところも産業面としては大事だと思っております。

○相田克平議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 突然の質問に答弁いただきまして、ありがとうございました。

私、壇上でも申し上げたように、我々の命題的なものは何だということで、市民の生命と財産を

守ると、そして福祉の向上に努めるということを申し上げました。今回お聞きしたことも、やはり財産を守る、また福祉の向上に努めると、そういうことにしっかりと私は合致しておると思いますので、ぜひ、先ほども申したように親身に当たって、ウィン・ウィンではないですけれども、そのような市民が喜ぶような、ためになるような、プラスになるような方向に進めていただければということを申し上げ、質問を終了したいと思います。

以上です。

○相田克平議長 以上で1番鳥海隆太議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休 憩

~~~~~  
午前10時26分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、統合小中学校の通学等での安全対策について、5番井上由紀雄議員。

〔5番井上由紀雄議員登壇〕（拍手）

○5番（井上由紀雄議員） おはようございます。至誠会の井上由紀雄でございます。

この4年間、様々な学習や経験を積ませていただいたことに感謝申し上げ、質問に入ります。

小学校6年生、中学校3年生にとって、3月は卒業の季節です。今まで友達と共に過ごしてきた学びやを巣立ち、新たな一步を踏み出す生徒たちにエールを送るとともに、これからも夢と希望を持ち続け、米沢市の未来を支えてくれる若者へと成長してくれることを祈りたいと思います。

さて、小学校においては関小学校と南原小学校、関根小学校と松川小学校が統合し、中学校においては南原中学校と第二中学校が統合しました。そ

れにより、統合小学校、中学校の通学区が市街地から中山間地域までと広域になりました。

今後もロードマップにのっとり、小学校は8校、中学校にあつては3校に順次統合され、新たな小学校、中学校として、それぞれスタートいたします。今までより多い生徒数の集団の中で、互いを認め合いながら、様々な考えに触れることや、集団での協力、そして互いに切磋琢磨し、個々の資質や能力を伸ばせる統合小学校、中学校の生徒になってほしいものと思います。

そのような中で、大項目、統合小中学校の通学等の安全対策について伺います。

通学が広域になったことで、通学距離が長くなり、通学方法が変わった生徒がいると思います。

小項目（1）通学路の選定と通学方法について伺います。

小中学校の通学路や通学方法はどのようにして決められているもののでしょうか。学校までの距離だけで決められているものなのでしょうか。また、最短の通学路でも、道路幅が狭く、歩道もなく、交通量が多いとか、逆に交通量は少ないが人通りもなく閑散としているなど、通学路の環境等も考慮して決められているのでしょうか。現在の小中学校や、統合された小学校、中学校も含めて伺います。

次に、小項目（2）交通事故、不審者、野生動物等への対策と対応について伺います。

これは統合小学校、中学校に限ったことではありませんが、通勤車両と通学の時間が重なったり、今までと違う通学路を通ったり、通学距離や通学手段が変わることにより、交通事故や不審者、または大型の野生動物と遭遇するリスクが大きくなる生徒もいると思われます。生徒の減少により統合しているわけですから、通学距離が長くなり、少人数、もしくは1人で登下校を行っている生徒が多くなるのではないかと心配でなりません。スクールバスの発着場所にもよりますが、スクールバスを降りてから自宅までの間も、生徒は気が抜

けないと思います。どのような対策や対応を行っているのか伺います。

最後に、小項目（３）街路灯のない通学路の対策について伺います。

以前も街路灯について質問を行ったことがあります。市街地であれば、20メートルから30メートル間隔で街路灯が設置されているのに、街路灯が1キロメートル以上にわたり1基も設置されていない地区と地区をまたぐ通学路を小学生が通学路として利用している区間が存在することを申し上げました。街路灯がなく、危険と思われる通学路への対策や検討はなされているのか伺います。

以上で演壇からの質問を終わります。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、１、統合小中学校の通学等での安全対策についてのうち、（１）通学路の選定と通学方法についてと、（２）交通事故、不審者、野生動物等への対策と対応についてお答えいたします。

初めに、（１）通学路の選定と通学方法についてです。

小学校の通学路については、各学校において交通量や危険箇所などを考慮した上で、保護者と確認しながら選定しております。登校時は、登校班を組み、徒歩での通学を基本としています。２月頃には次年度の登校班や通学路を確認し、新年度には教職員も一緒に歩きながら、安全を確認しております。

中学校においては、はっきりと通学路を定めてはおりませんが、年度当初に地域の危険箇所等や、学校から自宅まで安全な道を確認しながら、自ら安全に対する自己判断ができるよう指導しております。

中心部の中学校は徒歩、それ以外の中学校は各家庭からの申請により自転車での通学を許可することを基本としていますが、中心部の中学校で

あっても、部活動等で自転車を必要とする場合には許可を出すなど、個別の事情にも対応しています。

また、遠距離通学者に対しては、教育委員会として「米沢市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱」に沿って、公共交通機関の利用を認め、補助を行っております。

統合に関わっては、これまでに南原中学校と第二中学校、関根小学校と松川小学校、関小学校と南原小学校の統合を進めてまいりました。いずれの学校においても、地元代表者協議会の中で「安全な登下校を」という御意見を頂戴した後、統合準備委員会の中で、児童生徒の通学方法について、通学距離や地域の事情等を基に検討し、決定してきました。その決定を受けて、「米沢市スクールバスの運行管理に関する規則」において、スクールバス等を利用する区域を定めています。

令和５年４月に三沢東部小学校、三沢西部小学校と西部小学校が統合いたしますが、三沢地区、田沢地区に居住する児童についても同様に進めており、全員がスクールバスあるいはジャンボタクシーで通学することが決まっております。

今後統合を予定している小中学校においても、統合準備委員会等で地域や保護者、学校からの意見を基に児童生徒の通学方法を決定したいと考えております。

次に、（２）交通事故、不審者、野生動物等への対策と対応についてのうち、交通事故、不審者への対策についてお答えいたします。

交通事故や不審者への対策については、道路管理者である国土交通省、山形県及び米沢市、米沢警察署、米沢地区交通安全協会、米沢市教育委員会で通学路における合同点検を実施するとともに、米沢市役所内の各課の協力の下で下校時安全パトロールを実施したり、地域の方々からの情報を基に状況を把握したりしながら、通学路の安全確保を図っております。

なお、小中学校ともに学校ごとに交通安全教室

を実施し、交通ルールの確認や安全への意識づけを図っています。

また、不審者対策として、各学校で不審者対応の避難訓練を実施しています。その際、実際に警察等の協力・指導の下、訓練をしている学校もあります。

実際に不審者が出没した場合の対応については、その都度、学校から報告を受け、事案によっては警察への通報を行うとともに、教育委員会から各小中学校に緊急ファクスを送付し、注意喚起を行っているところです。

見守り隊や青パトなど、地域の方々からも子供たちの安全を見守っていただき、大変感謝しております。

今後も子供たちへの指導や情報収集を行うとともに、地域の方々から情報をお聞きしながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

〔安部道夫市民環境部長登壇〕

○安部道夫市民環境部長 私からは、小項目の（２）交通事故、不審者、野生動物等への対策と対応について及び（３）街路灯のない通学路の対策についての御質問にお答えいたします。

初めに（２）についてですが、本市では、各小中学校からの要請により交通安全専門指導員を派遣し、交通ルールや自転車の安全利用に関する交通安全教室を行っております。

また、野生動物、特に熊など大型の動物が市街地に出没した場合などには、注意喚起を図るため、スマートフォンアプリの「モバ支所」やツイッターといった本市SNSを活用して、情報発信を行っております。

また、米沢警察署においては、熊出没のほか、不審者に関しても電子メールサービス「やまがた110ネットワーク」を活用して情報発信が行われており、各小中学校においては、それらの情報から必要に応じて保護者に対して一斉メール配信

を行うなど、それぞれ対応を工夫されております。

このほか、米沢市防犯協会及び各支部における自主防犯活動として、登下校時の見守り活動など地域の安全・安心につながる活動が行われていることに加え、米沢市防犯協会には現在自家用車160台が青色防犯パトロール活動に従事する車両、いわゆる青パトとして登録されており、各地区での防犯ボランティア活動に活用されております。

本市においても、令和５年度に公用車16台を新たに青パトとして登録する予定としており、地域住民による見守り活動と併せて、安全・安心な地域をつくり上げていきたいと考えております。

次に（３）についてですが、市議会令和３年９月定例会一般質問でもお答えいたしました。本市においては、防犯灯や街路灯の設置や維持管理については町内会や自治会が主体となっていていただいております。地域住民の助け合いによって安全・安心な生活環境の実現に取り組んでおられます。

このため、通学路についても、街路灯の新規の設置要望があるときは、これまでと同様にお住まいの町内会長や隣組長など役員の方に御連絡、御相談いただきますようお願いいたします。

町内会の境における防犯灯の空白域の対応につきましても、管理の主体はいずれかの町内会で御対応願いたいので、隣接する町内会同士で協議を行い、窓口を決めていただく必要があります。

本市では、平成24年度からLED公衆街路灯を設置する町内会等に対し設置費用の一部を補助しており、令和４年度においては10ワットのLED器具１基当たり、設置費の２分の１、または1万5,000円のいずれか低い額を補助してまいりました。

本市としましては、これまでと同様に市民との協働により安全・安心で明るいまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えており、公共施設への設置を除き、市の負担による街路灯、防犯灯設置は考えておりませんので、御理解賜りますようお願い

願いいいたします。

なお、本市以外の防犯灯の設置支援に関しては、一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成事業」があり、毎年8月から9月にかけて翌年度分の募集が行われます。対象は町内会等で、令和5年度の補助対象額は100万円以上で上限額250万円、補助率10分の10となっており、審査、選考がありますが、採択されれば町内会の初期費用負担を大幅に抑えて設置することが可能となります。

私からは以上です。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） どうもありがとうございます。

1番の通学路の選定と通学方法についてということで、先ほど通学路の環境も考えながら、保護者と確認したり、先生方と一緒に通学路を通ったりということで、安心できる部分もございました。

ただ、例えば、生徒同士が隣同士だったのだけでも、学校が別々だったと。今回統合したことによって、同じ中学校に行くことになった場合に、片方の中学校の子供はスクールバスで通学できる、片方は今まで自転車で行っていたけれども、それをスクールバスに乘せるということはできるのかどうか。それとは逆に、スクールバスで本来は行くべきなのに、自転車でその子と一緒に学校に行きたいといった場合は、それも許可になるものなのでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 統合に関わって学区が広がっていくというときに、今議員のお話にありましたように、これまで別々の学校だった隣接した御家庭が同じ学校に通うというケースは生じると思います。先ほど教育長が答弁させていただいたとおり、基本的には統合準備委員会の中で具体的な通学方法について決めることとなりますが、その際に、距離だけで判断するのか、それ以前のそもそもの学区として見るのか、それから安全か

どうかと、様々な視点から総合的に判断をさせていただきますが、基本的にはやはりどこかで線引きはしなければいけないというところが生じることはこれまでもございました。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） なぜそのようなことをお伺いするのかというと、これは小項目2のほうにも関係はあるのですが、通学の安全を考えれば、やはりスクールバスというのが一番いいのかと思います。不審者、それから野生動物に遭うリスクがすごく少なくなります。また、この頃、登校中の小学生の列に車が突っ込んだとか、あと生徒が乗る自転車による賠償責任を伴う事故のニュース等も多くなってきております。もし座席に余裕があるのであれば、少しでも多くの生徒が通学にスクールバスを利用できるような方向で考えていただければと思ったわけなのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 これまでの学区を広げて統合するということですので、基本的には統合する学校の子供たちを新しい統合先の学校にどのように通学させるかということを基本にしながら話し合いをさせていただいておりますので、なかなか御希望どおりにいかないケースもこれまでもございましたが、それも含めまして、統合準備委員会の中で保護者の代表や学校の代表などいろんな立場の方からの御意見をいただきながら、併せて御家庭の御事情などもありますし、運動不足になるという御心配をいただくような声もございましたので、その都度丁寧に話し合いをしながら、御家庭の御意向も確認しながら、基本線を守らせていただくような御理解を頂戴してきたところです。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） 分かりました。

次に交通事故、不審者、野生動物の対策と対応ということでお伺いしたいと思います。

先ほど安全パトロールも行っている、あと不審者の避難訓練も行っているということで、大体つかめてはきているのですけれども、令和3年9月定例会の一般質問においても言いましたが、市内で不審者による声かけや付きまといの件数が1月から9月までの間で5件ございました。令和4年なののですけれども、これはびっくりしました、4倍強の28件発生しているそうです。それも登下校中の両時間帯です。登校も下校も両方関わっています。市内の広範囲で発生しています。中には下校途中の女子生徒が数人連れの男のうち1人に肩を組まれたというものもあったそうです。地域の方の見守りや声かけで平日の生徒の安全を確保できる地域もあると思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども1人で通学、下校なさっている子供もいます。

それから、統合されたことによって友達が増えて、中山間地域から市街地へ、逆に今度市街地から中山間地域へと、友達の家に遊びに行ったり、または部活などで統合中学校まで自転車で行かなくてはならないことも出てくると思います。そのようなときの安全対策、夏休みとか休日ということにもなるのですけれども、そういうときの安全対策はどのようになされているのでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 不審者対応につきまして、やはり毎日本当に心配な状況もございますので、子供たちには、不審者と思われる、そういったところに直面した場合の対応の仕方について、発達段階に応じた声かけ、あるいは練習と、そういったものを学校では繰り返し行っているところです。その成果もありまして、子供たちから帰宅後すぐにとか、近くに駆け込んでとか、学校のほうが近いのでということで学校に戻ってすぐに報告をし、パトロールをしていただくような、そういったこともございましたので、これからも繰り返しそのように子供たちを指導していきたいと思っております。

あわせまして、周りの方々からの目というのも非常にありがたく思っておりますので、子供たちの登下校の時間帯、御近所の皆様に見守っていただけていること、大変ありがたく思っております。

また、2つ目にありました行動範囲が広がるということですが、やはり学区が広がりますので、休日を含め、子供たちの行動範囲が広がっていくということです。統合後、これまでの地域ではなかったところに遊びに行ったり、コミセンさんの主催事業に参加するなど、子供たちの活動も活発になるかと思われます。交通事情の違う地域、あるいは慣れていない地域へ向かうということもございますので、自転車の乗り方をはじめ、休日の過ごし方については子供たちに安全指導を繰り返し丁寧に行っていくことと併せまして、御家庭への御協力もお願いしながら、安全の確保には努めてまいりたいと思います。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） 子供たちにはやはり伸び伸びと生活を送っていただきたいと思います。学習だけではなくて、今述べていただいたようにいろんなことに興味を持っていただいて、行動範囲を広げていただいてということも大事なことだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ほども安全パトロール、それから青パトということもあったのですけれども、米沢市では老人の見守り等も行っております。そういう近所の方々にも協力を求めているかということも思ったわけなのですけれども、そのような考えに対してどのように思われるか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 地域の見守り関係では、1回目の答弁で御説明したとおりでございます。登下校時の見守りということで、自主的な防犯活動を実施していただいているということでございます。

公用車も、来年度は16台、青パトということで新たに登録するというので、その体制については強化という形になろうかと思います。

このような形で地域と行政が一緒になって地域の安全・安心を守っていきたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） 最後になりますけれども、先ほど街路灯がない通学路の対策についてということで申し上げました。米沢市通学路安全推進会議のほうでも街路灯に対する点検とか危険内容が書かれているものはございませんでした。これは先ほど言ったように地域ですべきなのだとということで書かれていないのかどうかなのですけれども、理由があれば教えていただければと思います。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 こちらは地域の方に主体的に担っていただくということで、従前から継続して取り組んでいただいているということでございます。

公共施設については、当然所有者が市ということでございますので、市で責任を持って設置するという形になりますけれども、地域の部分につきましては、やはり直接関わりのある地域の方々に対応していただくという形になってしまいます。

先ほど申し上げたとおり、境の部分につきましては不明瞭な部分があるということでございますので、その場合は環境生活課が窓口となっておりますので、御相談等をしていただければということをお願いしたいと思います。

○相田克平議長 井上由紀雄議員。

○5番（井上由紀雄議員） 少しくどいようですが、やはり中山間地域のところでは高齢者世帯が多く、軒数も少ない。ただ、子供が実際にいるわけですから、その中で地区の会費等を減免しながら地区の事業を行っているところもございす。街路灯までどうしてもやはり手が回らないと

いうところもございす。それを何とか行政のほうで助けていただきたいと自分は思うわけです。それは地域の問題だろうということではなくて、何とかそこを考えていただけるようお願いしたいと思います。安心して子育てができる米沢市ということであつてもいるわけですから、ぜひ夕暮れどきに保護者、それから地区の方の参加もいただいて、もう一度点検していただいて、子供たちが安心して暮らせるような米沢市にしていただければと思います。要望を述べて、終わりたいと思います。お願いします。

○相田克平議長 以上で5番井上由紀雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

~~~~~  
午前11時06分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、少子化の現状と子育て支援策について外1点、17番太田克典議員。

〔17番太田克典議員登壇〕（拍手）

○17番（太田克典議員） おはようございます。

市民平和クラブの太田克典です。

まずもって、お忙しいところ傍聴においでくださいました皆様に心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

初当選以来23回目、そして任期2期目の最後の一般質問となりました。

今回は2項目を取り上げました。

1点目は、少子化の現状と子育て支援策についてお聞きします。この問題は昨年6月定例会でも取り上げましたが、その際の答弁などを踏まえながら、改めてお聞きしたいと思います。

まず出生数についてですが、昨年度の出生数は

412人で、10年前と比較して300人減少していました。今年度はどうでしょうか。合計特殊出生率と併せてお知らせください。

次に、昨年6月定例会では市役所内でのデータの共有化について御答弁いただきました。その発言のとおり、少子化の現状は共有されているでしょうか。具体的にお答えいただきたいと思います。

最後に、少子化の現状から、新年度以降、子育て支援策をさらに充実させる必要性について、市としてどう考えているか、考えを伺います。

2点目は、市が記録、保有する録音データの情報公開について。

会議録を作成するために録音されたデータが、情報公開請求によって公開されるのはどのような場合が想定されるのか。録音データの情報公開に対する市の姿勢と併せて伺います。

まず、情報公開請求によって録音データが公開されたことがこれまであったかどうか、お知らせいただきたいと思います。

次に、録音データが情報公開されるというのはどのような場合が考えられるのか、お知らせいただきたいと思います。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の少子化の現状と子育て支援策についてのうち、（1）本市の今年度の出生数や合計特殊出生率と（2）少子化の現状の部署横断的な共有についてお答えいたします。

初めに今年度の出生数についてであります、住民基本台帳に基づく令和4年度の4月から1月までの直近10か月間の出生数は378人となっております。

過去3か年の同じ期間の出生数は、令和元年度が402人、令和2年度が387人、令和3年度が357人となっており、従来の少子化傾向に加えて、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の

影響により出生数が減少しましたが、令和4年度はやや持ち直しの動きが見られるところであります。

また、合計特殊出生率につきましては、県が公表している直近3か年の数値を申し上げますと、令和元年が1.32、令和2年が1.27、令和3年が1.25となっております。約30年前の平成2年の数値が1.73ですので、近年少子化が一段と進んでいる状況であります。

次に、少子化の現状の庁内共有につきましては、昨年6月定例会におきまして議員より御質問をいただいた後に、平成10年度から令和3年度までの人口動態を分析した資料を作成し、庁内のグループウェアソフトで共有しております。

また、住民基本台帳に基づく毎月の出生数につきましては、同じソフト内にデータを保存し、庁内職員が閲覧できるようにしたところでありますけれども、基礎データとして活用しやすい方法や、出生数だけでなく婚姻数の状況なども庁内で共有できるよう、現在見直しを進めております。

議員お述べのとおり、人口動態など各種データを把握し、活用することは重要でありますので、今後も庁内での情報共有に取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私からは、1、少子化の現状と子育て支援策についての（3）新年度から新たに実施する子育て支援策はあるか。子育て支援策をさらに充実させる必要はないのかについてお答えいたします。

新年度から新たに実施する子育て支援策としては、子育て世代から要望が多かった屋内遊戯施設を備えた子育て世代活動支援センターのオープンが挙げられます。子供たちが伸び伸びと身体を動かすことができる屋内遊戯施設と、親子で参加できる講座などを開設し、他の子育て家族との交

流の機会が創出できると考えております。

また、産後ケア事業に新たに通所型を導入するほか、妊婦と子育てする親への伴走型支援の充実と、妊娠期と出産時に国の交付金を活用した経済的支援を行い、誰もが安心して出産・子育てできる環境を整備してまいります。

そのほか、給食の食材料費が高騰する中で、従来の栄養バランス及び量を維持した給食を児童に提供できるよう、また、値上げ分を保護者に求めることがないよう、各教育・保育施設に対して給食費への補助を行うため、当初予算に計上したところです。

今後とも少子化対策に資する子育て支援策について、状況を見極めながら、国の動向を注視し、検討してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、市が記録、保有する録音データの情報公開についてのうち、（１）情報公開請求によって録音データが公開されたことはこれまでであったかについてお答えいたします。

過去５年間の請求内容を確認したところ、会議の録音データを情報公開請求された事案は令和５年２月２０日までで２件ございましたが、公開された事案はなかったところでございます。

続いて、（２）録音データが情報公開されるのは、どのような場合かについてお答えいたします。

録音データは、情報公開条例第２条第２号に該当すれば、公文書として情報公開の対象となり得ます。具体的には、まず「実施機関の職員が職務上作成や取得した文書等であること」、２番目に「その文書等を組織的に利用する目的であること」、３番目に「その文書を実施機関が保有していること」の３点であり、公文書として扱うにはこの３つに全て該当する必要がございます。

その上で、条例第３条において、公文書の開示

を請求する権利が適正に保障されるように運用しなければならないという実施機関の責務を規定しております。

さらに、条例第７条では、開示請求があったときは不開示情報を除いて公文書を開示しなければならないと規定しており、原則開示しなければならないと規定しております。

これらの条例の趣旨を踏まえ、情報公開請求が行われて、開示決定がなされるまでの間に、請求の対象となるデータや文書が廃棄される運用は想定しておりませんし、開示請求があったことをもって意図的に廃棄するといった事例ももちろんないところでございます。

繰り返すにはなりますが、市の姿勢によって開示、不開示が左右されるのではなく、あくまで条例の趣旨にのっとって開示するかどうかということ判断しているところです。

なお、情報公開請求が行われた時点の公文書が対象となりますので、その時点より前に会議録が発言者や委員等の確認作業を経て完成していれば、所定の手続にのっとって録音データが削除され、当該データの不存在をもって不開示とすることは十分想定されるところでございます。

私からは以上です

○相田克平議長 太田克典議員。

○１７番（太田克典議員） まずは御答弁ありがとうございました。

少子化の現状ですけれども、私もデータをいただいております。昨年度と比較して、月別、１月末現在で昨年度よりも２０人ほど出生数が増えている。しかし、一昨年度と比較すると、なお１０人ほど少ない状況にあるようです。ですので、今年度は、昨年度は上回るかもしれませんが、一昨年度の４５０人には達しないのではないかと見ているところです。

過去に遡ってデータをいただきましたが、２０１６年度に初めて５００人を割り込んでおります。翌年度に５００人を回復したものの、２０１８年度から連続

して4年間、今年度も含めれば5年間ということになるかと思いますが、400人台、しかも前半という状況だと思います。

米沢市ができる子育て支援、少子化対策、こういった状況を踏まえて、2点ほど、少し視点を変えて提案させていただきたいと思います。

一昨日の島貫宏幸議員の代表質問に対して、市長から生涯未婚率についての発言がございました。2020年国勢調査を基に、男が26.9%、女が13.2%、生涯未婚という数字だということであり

ます。未婚率の話が出ましたので、私から新聞記事を幾つか御紹介したいと思います。あえて新聞名を挙げさせていただきますが、まず1点目ですが、2月21日付の山新です。「時鐘」ということで、「格差と少子化」というタイトルがついております。日本では、ほとんどの子供が法律婚の夫婦から生まれる。なのに、1970年に男性1.7%、女性3.3%だった50歳時の未婚割合が、2020年にはそれぞれ28.3%、17.8%へと大きく増えた。その理由はなぜかと。30年前は2割程度だった非正規雇用の増加と少子化進行がシンクロしてきた事実

に注目すべきだと。データでは、45歳から49歳の男性の有配偶率は、正社員で80.0%だが、非正規雇用では42.7%と、約半分だと指摘されております。もう一つ、日付は前後しますが、2月9日付、同じ山新です。「本質論なき少子化対策」という論調で書かれております。その中で、1980年代は男女ともに5%未満だった未婚率が、2020年には男性が28.3%、女性が17.8%まで増えていると。この数字は先ほどと同じですね。その要因の一つは、間違いなく小泉政権下で始まった非正規労働者の急激な増加だと指摘をしております。

それからもう一つ、今朝の山新、社説です。日本の少子化進行の背景には、若者を厳しい経済状態に追い込んだ格差問題があると。2012年の総務省データでは、45歳から49歳男性の有配偶率は正

社員で80.0%、これは先ほどの数字と同じです。低賃金で不安定な非正規雇用では42.7%と。半分だと。これは社説です。

先日、米沢市役所の会計年度任用職員の賃金について小久保議員から質疑がありまして、それに回答されています。山形県の最低賃金は上回っているものの、会計年度任用職員の年収、令和5年度で201万数千円だという回答がありました。非正規公務員と呼ばれる会計年度任用職員、これは米沢市の一例ですけれども、先ほどの記事の紹介と同じ中身ではないでしょうか。簡単に市長から今の話の感想をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 この未婚率というのは、いろんな要因が重なっていると思っております。そういった中で、このところ急に未婚率が高くなっているということについても、一つは今議員お述べになりましたように経済的な格差もあるのではないかと。今日の新聞を読んでみましても、やはり経済の状況によっていろいろ子育て、少子化、そういったものも左右するものであるという記事もあったわけであり

ます。そういったことにおいて、何よりも少子化、出生率を回復させるには、経済の回復と同時に、もう一つはやはりしっかりと、いろんな意味で金銭だけでなく現物における子育て支援の在り方についてもいろいろと考えていく必要があるのではないかと、このように思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 現金支給ではなくて現物支給というお話が出ました。

もう一つ新聞記事を紹介したいと思いますが、これは2月8日の毎日新聞です。「働き方の積極的な議論を」ということで、少子化対策として働き方の改善が欠かせないと指摘されております。

共有化されているというお話でしたが、もちろん共有化が目的ではないわけですね。共有化した

後、どのように政策に結びつけていくか、そこが大事だと思います。

2例ほど提案申し上げますが、産業部長にお伺いします。例えば八幡原中核工業団地、オフィス・アルカディア進出企業、あるいは市内の企業、こういったところと連携をして、何かしら子育て支援策を設けてもらえないか。設けていただくことについて、市も協力するとか、そういった中身の協議会、検討会を設けるということは考えられませんか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 市内企業の福利厚生を含めまして職場環境をよくすることは、働く方の意欲向上であつたり人材定着、さらに人手不足の解消にもつながりますので、今お話ありましたとおり関係団体と協力をしながら、企業に対しても積極的な、例えば男性の育児休業の取得だつたり育児参加、そのようなことは話題に上げながらお話ししていきたいと思っております。

また、新年度、県ではこれまで「やまがた子育て・介護応援いきいき企業認定制度」というものを行ってございましたけれども、その後継版として、新たに新年度からは「やまがたスマイル企業認定制度」を創設する予定になっております。このことについても、企業の皆さんには米沢市としても県の取組をしっかりPRしながら、取組に御協力いただくようお願いをしていきたいと思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 県の取組を御紹介いただきましたが、米沢市としてもぜひ何かしら事業を考えていただきたいと思うところです。

それからもう一つ、建設部長にお伺いしますが、市政運営方針の中にも書かれています住宅確保要配慮者、この方々を対象に賃貸住宅供給事業を拡大するのだという中身ですけれども、この住宅確保要配慮者の中には、法律上、若者も対象になっているということで理解するわけですから

も、だとすれば、若者、子育て世代に特化して、米沢市として賃貸住宅事業を拡大する、特化していく、そういったことも考えられるのではないかと思います、いかがですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 議員御提案の住宅確保要配慮者への住宅支援というところで、この事業につきましては昨年度から実施している内容であります。その中で、単身世帯についてもその支援の対象者としておりますので、そういったところを拡大しながら、住宅支援をしていきたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） ぜひ情報を共有していただいた上で、各課横断的に全庁挙げて子育て支援策、それから少子化対策を取っていただきたいと思えます。

2点目ですけれども、6月定例会の聞き取りのときも申し上げましたが、その際に子育て支援策、第2期子ども・子育て支援事業計画にのっとって事業を展開しているというお話がありました。この第2期子ども・子育て支援事業計画の末尾に人数の推計が載っております。令和2年度から令和6年度ということで計画が策定されていますので、その人口の推計と実人数が乖離してきていないか、そのあたりはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 子ども・子育て支援事業計画については、5か年の計画になっております。中間年に実績とその乖離の状況を確認し、必要があれば補正を行うことになっておりますので、その都度人口推計を含めて精査しているところです。

令和5年度は、第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画の見直しの時期で、令和3年度の量の見込みと実績に10%以上の乖離がある場合には計画の見直しを行うことが国から通知があった

ところですよ。

令和3年の年齢別児童数を比較すると、児童合計数では推計より13人少ないものの、乖離は0.2%という結果になっております。このことから、第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画の人口推計については、中間見直しを行う予定はないということで考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 0.2%というお話がありましたが、数字が載っているのは0歳児だけではないわけですね。0歳から11歳まで、この合計人数の乖離については調べられましたか。

時間がありませんので答弁はいいですけども、令和4年度において推計では6,488人。合計すると分かります。それに対して、令和4年4月1日現在、実人数をお聞きしました。6,421人です。67人乖離してきている。令和5年度、令和6年度はさらに人数の差が広がるのではないかなと思うところですよ。

何が言いたいかといいますと、例えば計画を策定することに気を取られるあまり、施策の実施というタイミングを逸してしまっているのではないかな、その心配ですよ。

例えば米沢市子どもの貧困対策推進計画、今年度末に計画策定ということですけども、アンケートを実施されたのが昨年度なのですね。そうすると、アンケートを実施してから計画を策定するまで1年以上かかっている。しかも、その計画にのっとって施策を実施するには、それ以上かかるというわけですよ。

同じようなことで、第3期子ども・子育て支援事業計画、これが当初予算案にもアンケートとかが載っていますけれども、計画策定が大事なのではなくて、いかにリアルタイムで施策を実施していくのか、そこだと思ふのです。

一昨日の中村圭介議員の代表質問で、このような質疑がありました。「刻々と変化する情勢に対応する政策が必要ではないか」と。私はそのとお

りだと思います。計画策定した後でないとできない、それでは遅過ぎるのではないですか。特にこの少子化対策、子育て支援、待ったなしと言われている。米沢市の実情も、先ほど数字を御紹介しましたし、数字を挙げていただきました。それをしっかりとやっていただきたい。

6月定例会では、窓口で生の声を集約するということも大事なのではないかと、生の声を集約して施策に生かす、それが必要なのではないかなということを申し上げました。その点についてどのように考えるか、改めて伺いしますが、いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに議員お述べのとおりにかと思ふます。実際に出生数などは毎年毎年変化しております。減少傾向にあるということは、私達も肌で感じているところであります。

また、計画策定においては、当該年度で調査を行い、また策定までいくとなると、かなりスケジュール的にタイトなことがありまして、実は第2期の計画については、リアルタイムな状況での計画の策定を行いました。そのことによって、かなりぎりぎりまで調整ができなかったという事情もございます。ですので、計画策定が2か年にわたるということは御理解いただきたいと思ふます。

ただ、実際に生の声をお聞きするということは非常に大切なことであると思っております。今何が必要とされているか、その調査を待たずとも分かるようなことについては、できるだけタイムリーな対応をしていきたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 生まれた子供は社会全体で育てる、あるいは育ててもらえる、米沢市全体で育てます、米沢市では育ててもらえるのだと、そういうメッセージを発信して、それが伝われば、少子化対策、そういったものにつながっていくのではないかなと思ふますので、ぜひよろしくお願ひ

したいと思います。

次に録音データなのですけれども、会議録の作成を前提とした録音データ、この保存年限についての規定というのはどうなっていますでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 会議録に限ったものではございませんけれども、米沢市文書管理規程第56条の規定により別に定めておりまして、録音データについてもこの別の定めに含まれるところでございます。

その重要度におきまして、最長で長期、10年、5年、3年、1年と保存期間を区分しているところでございます。ただし、課長等がその完結文書のうち、保管または保存する必要がないと認められる電子文書はその都度廃棄するという定めもございます。廃棄してはならない、どれぐらい保存するかということはその文書の重要度によって判断するものと考えてございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 会議録作成のために録音されたデータ、この録音データに対して情報公開請求した場合、情報公開請求に応じて公開されるまでには2週間を要するわけです。その間に、録音データを基に会議録が作成されれば、対象となる録音データは削除される可能性が高いわけですね。請求した市民は、いつ削除されたか、されるのか、分からない。にもかかわらず、請求して、出てくるとしたら、「削除したので、ありません」と、そういうことになるわけです。これは市の姿勢として、会議録を前提とした録音データを公文書として文書と同じように開示する、そういう姿勢があるのかどうか、そこが問われているのだと思います。その点、いかがですか。最後になりますけれども。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 文書の録音データを含んだ開示につきましても、市の姿勢によって開示、不開

示を左右するのではなく、あくまで条例の趣旨にのっとって開示するかを判断しているところでございます。開示請求があった後に、それを受けてデータを削除するという取扱いにはしておらないところでございます。

○相田克平議長 以上で17番太田克典議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時37分 休 憩

午前11時38分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、子供たちの安全を確保するためには、4番古山悠生議員。

〔4番古山悠生議員登壇〕（拍手）

○4番（古山悠生議員） おはようございます。

至誠会の古山です。

私からは、子供たちの安全をどのように確保していくのか、お伺いいたします。

以前に予算特別委員会でも申し上げましたが、昨年9月に私の娘が通う六郷小学校で運動会が開催され、そこに保護者以外の部外者が侵入し、警察官が駆けつけ、嚴重注意を受けるという出来事がありました。娘の小学校は、全校生徒が45名程度の小規模校であることから、部外者に気づくことができたのですが、大規模校であれば気づくのが難しかったのではないかと思います。

また、今回は写真撮影が目的でしたが、これが刃物などを持った凶悪な人物であったらと思うと、背筋が凍る思いがしましたし、改めて小中学校の防犯対策の重要性を痛感させられました。

そこで、市内の小中学校における不審者侵入に対する防犯対策はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

また、近年、保育園や幼稚園、障がい者福祉施設などの社会的弱者関連施設を狙った凶悪な事件が相次いでおり、おとしには宮城県登米市で認定こども園に刃物を持った男が侵入し、男性職員に取り押さえられるという事件が発生しました。小中学校と同様に、もしくはそれ以上に保育施設の防犯対策を強化する必要があると考えますが、保育園等での防犯対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

続いての質問です。

昨年、静岡県裾野市の認可保育園において、園児をたたく、倉庫に閉じ込めるなどの虐待が行われていたことが発覚しました。その後も各地で次々と虐待などの不適切な保育が明らかとなっており、保育施設を信頼して子供を預けている保護者に大きな不安と驚きを与えました。

こうした事態を受け、厚生労働省から「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」が行われることが発表されました。本市でも調査が行われたと思いますが、その結果、虐待などの不適切な保育が確認されたのかどうか、件数や対応状況等についてお伺いいたします。

また、保育施設において、過去に虐待など報告された事例があったのか、併せてお伺いいたします。

私の演壇からの質問は以上です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、子供たちの安全を確保するためにはのうち、（１）小中学校での不審者侵入などに対する防犯対策はどのようになっているのかについてお答えいたします。

文部科学省から出されている「学校の危機管理マニュアル作成の手引」や「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を基に、各学校で危機管理マニュアルを作成し、児童

生徒の命を脅かす事件・事故の発生防止に努めております。

具体的な対策としましては、校舎入り口の施錠管理、来訪者等の確認、校内巡回などを実施しております。

施錠管理については、設備に関して市内の学校は一律ではないため、対応は学校によって異なりますが、多くの学校では児童生徒が登校後、昇降口を施錠し、職員玄関に設置されているオートロックの扉やインターホンを利用し、来訪者の対応を行っております。

また、来訪者、保護者が来校した際の入り口を限定し、案内掲示等を行うことや、名簿や受付票への氏名記載など、入退管理の手順、方法を定めております。

また、教職員は校内で部外者を見かけた場合等はちゅうちょすることなく確認、声がけすることなども共通認識しております。

避難訓練につきましては、多くの学校で不審者対応の避難訓練を行っています。児童生徒は、不審者に近づかないこと、すぐ逃げることなど、自分の身を守る行動を学んでいます。

また、教職員対象の訓練も行っており、教職員は児童生徒の命、また自分の命を守るために取るべき行動や方法を学んでいます。

学校行事の際など、学校施設の開放時には関係者だけでなく不特定の方が学校を訪れる可能性があります。その対策として、受付を配置したり、開放部分と非開放部分とを明確に区別したり、進入禁止の明示や必要箇所以外の施錠等を行っております。

グラウンドなどの校舎外の活動におきましても、児童生徒が活動する場所と保護者や地域の方が参観する場所を明確に分けるなどの対応を行っておりますが、様々な状況を想定し、地域の方々の協力も仰ぎながら、子供たちの安全を守る対策について、さらに検討してまいりたいと考えています。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私からは、子供たちの安全を確保するための（２）と（３）についてお答えいたします。

初めに（２）保育園での防犯対策はについてですが、保育所、認定こども園等における不審者への防犯対策については、全国各地で発生する事件等を受け、その都度、国などから安全対策等の注意喚起が行われているところです。

また、防犯カメラなど必要な対策に対しての補助金が創設されるなど、ハード面、ソフト面、両面で対応策が講じられております。

本市においても、国などの補助金を活用した防犯対策について、各施設に対して導入等と呼びかけているところです。

現在の市内の保育所等での不審者への防犯対策の現状ですが、保育所等においては児童福祉法及び学校保健安全法において、各施設の設置者の義務として施設及び設備の安全計画の策定が義務づけられており、それに基づき、市内22全ての保育施設において不審者への対応についてのマニュアルを作成し、運用しているところです。

また、計画に基づき、年に１回程度、不審者の侵入を想定した実践的な訓練なども行っております。

次に、市内22か所の保育所等のハード面での整備状況ですが、敷地をフェンスなどで囲い、不審者の侵入対策を行っている施設が20か所、防犯カメラや事故防止カメラなど、不審者の侵入が確認できるカメラを設置している施設が19か所あります。ハード面における対策を何も講じていなかった保育所等はございませんでした。

このほか、施設入り口については保護者送迎時間帯以外は必ず施錠し、訪問者に対しては直接職員が確認し、開錠するなどの対策も行っております。

緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的に取り、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておくことを保育所等に求めているところです。

市では、保育所等での不審者の侵入に対する安全対策の実施状況について、実地監査などにより確認し、防犯対策強化に努めているところです。

次に、（３）虐待などの不適切な保育は行われていないかについてお答えいたします。

議員お述べのように、今年の１月、国の調査として「保育所等における虐待等の不適切保育に係る対応に関する実態調査」が実施されました。

当該調査の趣旨は、「個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのもの」とされております。よって、本調査については、こちらで虐待等の確認というのは取れなかったものになっております。

また、当該調査は、施設に対するものだけでなく、市町村も対象となっております。件数や把握の経緯、対応状況など、今までの状況を確認するものと、また市の相談窓口の設置状況や事実確認の手順、また虐待などの不適切な保育の未然防止のためのガイドラインの策定や園へのサポート体制についても確認されたところです。

現在のところ、本市では保育の現場において保育者などによる子供への虐待と認定されるような重大事案の発生の確認、報告は受けていないところです。

現在のところ、本市には先ほど調査がありました調査項目に沿った相談窓口の設置や未然防止のためのガイドラインや園へのサポート体制など、そのほとんどが整っていないという状況もございました。実施可能な項目から早急に取り組ん

でいきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 御答弁ありがとうございました。

順に再質問していきたいと思います。

まず、六郷小学校で起きた事例は、まさかこんな田舎の小さな学校でと思うような、非常にショックを受ける出来事でありましたが、まずはこの出来事、こうした事例について、校長会で共有されたのかどうか。

さらには、この人物はわざわざ千葉県から来たそうですが、学校のホームページを見て、運動会がある日時を知って来たそうです。今、ほとんどの学校が保護者向けにSNSであったりホームページで学校行事の情報を発信していますが、便利な反面、こうした不審人物を引き寄せる可能性がありますので、情報発信についても十分な注意が必要であると思います。

この点については、以前予算特別委員会でも指摘させていただきましたが、その後どのような対応になったのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 まず、六郷小学校の事案につきましては、直近の校長会におきまして、小学校、中学校ともにすぐに共有をさせていただきました。改めて安全対策の重要性について確認をしたところです。

それから、ホームページでの情報公開につきましては、開かれた学校づくりを目指して、今まで以上に積極的にホームページづくりをしている学校が多く見受けられます。保護者の方々にも、あるいは地域の方々にも学校の取組を知ってもらうというのは非常に大切なことだと思っております。反面、今議員おっしゃったとおり、不特定多数の人が情報を手に入れることができるということもございます。発信する情報の精選、または保護者だけが入れられるようなパスワードを

設定したホームページづくり、そのようなもので、より安全に情報が発信できるようにと、各校様々な取組をしているところです。

あわせまして、様々な行事、活動につきましては、事前に予定を知らせるというよりは、終わってから様子などをお知らせするといった、情報を発出するタイミングなども各校で工夫をしているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 情報発信について、迅速に御対応していただいたことについては、まずは一安心いたしました。

次に、参考までにお伺いしたいのですが、一般的に小学校の先生には女性が多いとされておりますが、本市の状況、本市の小学校の先生の男女の割合、お分かりでしたらばお知らせください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 やはり小学校の教員は、男性、女性を比較したときに女性の割合が多いということは捉えておりますが、大変申し訳ありません、数値については今お答えできないところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 数字については、いずれ別の機会でもお伺いしたいと思います。まずはやはり女性が多い職場だということは間違いなと思います。

そうした女性が多い職場の中で、子供たちや先生方自身の安全をどう守るのか、そういったことがやはり不安に感じますし、また先ほど教育長の答弁では校舎内にいる間は施錠しているとありましたが、そうした場合は不審者の侵入はある程度防げると思うわけですが、これが屋外に出た場合、グラウンドであったり駐車場とかに出たときに、やはり子供たちは無防備な状態にさらされてしまうのではないかと考えています。そうした中では、防犯カメラであったり、今はボタンを押すだけですぐに警備会社、警察に直通で連絡が行っ

て、すぐにそういった方が駆けつけていただける装置もありますので、そういった装置をやはり学校に装備していくことが必要ではないかと思えます。

先ほどの教育長の答弁の中で、学校によってはオートロックの場所もあるということでしたが、やはりこれは学校によってそれぞればらつきがあるのではなくて、どんな学校でも、学校の大小にかかわらず、生徒数が多い、少ないにかかわらず、どの学校でもひとしく同じように子供たちの安全が確保されることが大切だと思います。特に六郷小学校のように郊外にある学校では、何かあったときに警察に通報しても、警察が到着するまでやはり時間がかかるわけです。そうした場合には、郊外にある学校に優先的にそういった装置を設置するというのも考えなければならぬかと思うわけですが、そういった防犯設備、ハード面に対して、今後どのように整備していくのか、そのあたりの必要性についてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 今、米沢市内の学校の設備につきましては一律ではないと先ほど答弁させていただいた状況になります。やはり学校の置かれている環境によって、防犯対策にも多少違いが出てくるかと思われますので、ハード面につきましては、議員おっしゃっていただいたように、そういった状況を踏まえながら、優先度というのは考えていく必要があると思っております。どの学校にいても、子供たちが安全・安心で、そしてそこに勤務する教職員も安全・安心、それを最優先にしながら、ハード面、そして日々の子供たちへの意識づけを含め、訓練なども踏まえて、複数の方法を組み合わせながら、安全対策については今後もしっかりと考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） もちろんその訓練なども

含めて、各学校で危機感を持って取り組んでいたと思いますが、私が昨年9月の現場にいたときに感じたのは、気の緩みとは言わないものの、どこか遠い世界で起きているのだろうというような、まだ当事者意識がない、そういったところがあるのではないかと感じております。昨日も埼玉県で高校生が中学校に侵入して、刃物で教職員を傷つけるといった事例もありましたので、やはりここは危機感を一段も二段も強くしていただいて、防犯設備の強化をお願いしたいと思っております。

続いて、保育園についてお伺いしたいと思えます。

女性が働く数でいえば保育園は小学校より多いわけですが、不審者への対応策として施設でよく常備されているものにさすまたがあると思えます。しかし、近年、犯罪が凶悪化する中で、保育士さんたちがさすまたを持ってそういった凶悪犯に立ち向かうということは、現実的には少し難しいのではないかと思います。

また、保育施設に関しては、先ほど答弁でもありましたけれども、防犯対策強化整備事業費としてフェンスなどの設置、そういったことに補助事業を行ってきたと思えます。しかし、これまではどちらかというと保育園側がこういった設備を設置したいので補助をお願いしますといった、そういったスタンスではなかったかと思えます。しかし、より防犯力を強化するためには、先ほど申し上げたような警備会社や警察に直通で通報できるような装置であったり防犯カメラであったりといったものを、もっともっと保育施設に、宣伝という言葉はふさわしくないかもしれませんが、積極的に提案することで、導入をより促していく姿勢が必要だと思うわけですが、そのあたり、どのようにお考えかお伺いしたいと思えます。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 今議員のお話もありました110番非常通報装置などについては、市から

というよりも、事業所が営業をしに各施設に行っているという情報を聞いております。やはりこういう事件があった後ですので、各施設にはその事業所などから必要な備えなどについての情報というのは的確に行っているものと考えております。ですので、市としては、初期導入費用などについて補助金を使っていただくということでのサポートを重点的に考えておりますので、その周知に重点的に努めていきたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 現在の支援体制では、その導入の段階にまでしか支援がないという今健康福祉部長の答弁であったと思いますが、やはり毎月維持していくにはランニングコストがかかりますので、そうした部分に対しては市単独で一般財源からでもお金を出していただいて、子供の安全はやはりお金には代えられないと思いますので、ぜひ一緒に子供たちを守っていこうという、そういった姿勢を見せていただきたいと思います。

ここまでは侵入者を防止するという観点から質問してきましたが、今度は逆のパターンについてお伺いしたいと思います。

昨年4月に広島市で保育中に園児が園庭から外に出て行方不明になり、川に転落して死亡するといった事故がありました。このときは保育士さんがほんの少し目を離した隙に生け垣の間から保育園を抜け出したそうです。子供は大人では考えられないような生け垣やフェンスの隙間から外に出てしまうということも十分考えられます。

広島市では、この事件を受けて、園児が1人で外に出てしまう可能性のある箇所がないか点検を行ったところ、約9割の保育施設で外に出られると思われる箇所が確認されたそうです。

本市でもこういった調査、確認といったことは行ったことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 本市においては、直接そのような調査を行ったことはないところですが、各保育施設において、当然ながらですが安全確保のための対策というのは講じていただいております。公立保育園の例で申し上げますと、やはり小さな子供がすり抜けられるような場所があることもございます。また、危険箇所というのにも確かにあります。それらを一つ一つヒヤリハットという形で積み上げていき、保育士同士が共有し、保育の実施に当たっては注意箇所というところも重点的に捉え、また修繕が必要な場合はお話をいただいて、補強していくという対策を講じております。民間立についても同じような対策が整っていると考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 監査の機会などがあれば、第三者の目線で見えていただくことも必要だと思いますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

次に、保育園での不適切な保育についてお伺いしたいと思います。

これまで虐待などの重大な事案はなく、今回の調査でも確認できなかったということでしたが、先ほど答弁でもありましたけれども、今回の調査の目的は個別事案を把握することではなく、調査を踏まえて不適切な保育をなくす体制づくりにつなげるのが主眼に置かれております。

そこで、本市の現状についてお伺いしたいと思ったのですが、先ほど健康福祉部長から未然に防止するためのガイドラインや、虐待に気づいたときに通報する窓口がまだ本市は整っていないというお話があったかと思いますが、その点に関しては非常に残念に感じましたので、その辺、今後どう整備していくのか、意気込みでも構いませんので、答弁いただければと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 今までに想定していなかったような事故・事件というのが多発しており

ます。私たちもその都度対応策を講じなくてはいけないと思っておりますけれども、今回の件については国からの調査項目、かなり細かい部分での調査項目になっておりました。それらを一つ一つできるところから実施していくというところで、まずはガイドラインの設定については先進地の事例もございますので、早速取りかかりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 保育園はある意味閉鎖的な空間とも言えまして、裾野市の例を見ても次第に行きがだんだんだんだんエスカレートしていったということもありますので、第三者の目でチェックするということも必要であると思います。

本市において、これまでそういった行政側からチェックするような機会があったのかどうかということをお伺いしたいのと、また、子供たちの様子がおかしい、あるいは子供たちの体に傷がある、保育園に行きたがらないといったことに保護者が気づいた場合に、市に通報してくださいといった呼びかけであったり通知、そういったものをこれまでされたことがあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 保護者の方が保育園でこのような事件、子供がけがをするような事故があった場合とか、対応に対して不審なこと、園に対して不審に思うようなことがあった場合については、第三者が対応する苦情窓口というのが必ず設置されることになっておりますので、園に対する苦情をその第三者の苦情窓口伝えていただくことはあります。本市に直接ということまではありませんけれども、直接お電話をいただく場合はございます。その場合については、確かに園への指導の在り方などについてお話を聞きし、園に伝え、改善を求めるという対応は今までも行っているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） そのあたり、保護者の方にもっともっと周知をしていていただきたいと思います。

裾野市の事案では、園からの報告を受けてから公表するまで時間がかかるのと、保育園や市の対応の遅れ、不手際についても指摘されております。ぜひ行政側としても迅速に対応できる体制の見直しをお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、私の子供の保育園を見ていまして、保育士さんたちは常に子供たちから目を離す暇がなく、またお遊戯会ともなれば子供たちの衣装を作ったりと、本当に仕事量の多い職場だと思っております。もちろん虐待などはあつてはならないことでありますが、労働環境であつたり、その待遇を改善してあげなければ、体力的にも精神的にも余裕がなくなって、ストレスから虐待にもつながりかねないのではないかと思います。

保育士の処遇改善については、これまでも様々な事業を行ってきたと承知していますが、保育園に聞くだけではなく、直接保育士さんに、こういった部分を支援してほしい、こういった部分を改善してほしい、そういった現場の声を聞くような機会を設けていただいて、ぜひ働きやすい環境をつくることで、米沢市で保育士をしたいという人をもっともっと増やしていただきたいと思います。わけですが、そのあたりを最後に答弁いただいて、終わりたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 保育士の処遇改善については、本市としても非常に大切なことだと思っております。

昨日、市長も答弁で申し上げましたが、国が定めた保育所の配置基準の見直しが必要だということを考えております。このことから、現在本市では保育士の配置基準の見直しを市長会を通じて国に要望するための準備を進めているところです。

現場の声というよりも、私たちも肌感覚でそのようなことを感じておりますので、できるだけ改善されるよう努めていきたいと考えております。

○相田克平議長 以上で4番古山悠生議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時08分 休 憩

午後 1時08分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、ゼロカーボンシティ達成に向けて、18番我妻徳雄議員。

〔18番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○18番（我妻徳雄議員） 市民平和クラブの我妻徳雄です。

早速質問に入ります。

産業革命以降、人間が石油や石炭などの化石燃料を大量に燃やし、使用してきたことで、大気中に二酸化炭素などの温室効果ガスが増え続け、これまで宇宙に放出されていた熱が地表でさらに吸収され、気温の上昇を招いています。

地球温暖化の進行で、地球の気象が変化し、極端な気温の上昇による熱波や強い台風、集中豪雨などの異常気象による災害の頻発や干ばつによる食料危機などが引き起こされています。

また、この地球上には様々な生物が生息しており、自身が生息・生育することができる環境で過ごしています。その環境の変化が生態系に与える影響も計り知れません。

本市でも、昨年8月に記録的な大雨による洪水被害が発生しました。ゼロカーボンシティの実現は、次世代を生きていく子供や孫たちのためにも重要な課題であります。

地球温暖化を防ぐためには、私たち一人一人が

省エネルギーに取り組むことが大切です。

2023年1月31日現在、831自治体が2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明しています。本市も2020年10月8日に「米沢市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。宣言から2年数か月が経過しました。宣言では、「豊かな自然に抱かれ人と環境にやさしく快適で美しいまち」とうたっています。本市が目指す、または描いているゼロカーボンシティの姿を教えてください。

ゼロカーボンシティの達成のためには、市民の協力が不可欠です。脱炭素に対する意識を共有し、一体となった施策の実現が必要です。

各種取組を進めようとする中、特に重要視しなければならないのが市民理解の促進ではないでしょうか。日々の生活を振り返る中で、少しでも改善できることが誰にでもあるはずです。ゼロカーボンシティ宣言後、市民理解はどの程度進んだのでしょうか。お尋ねいたします。

環境省のホームページに掲載された2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた本市の取組は、「具体的な取組等については、今後行う米沢市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の見直しの中で検討する」とされています。ゼロカーボンシティ宣言後に脱炭素社会実現に向けて本市が進めていることを具体的に教えてください。

ゼロカーボンシティの実現には、市民を巻き込んで取組を進める必要があると考えます。神奈川県川崎市では、無作為抽出を基礎に選ばれた75名の市民が「脱炭素かわさき市民会議」に結集して、熟考を繰り返し、市民提案をまとめました。そして、脱炭素かわさきの実現のため、77項目の取組と提案を川崎市に行いました。市民会議から発せられる市民目線での提案が、市の大胆な政策を後押ししているとのことでした。

本市も、「脱炭素かわさき市民会議」のように、市民とゼロカーボンシティ実現に向けて考え、話し合う場を設ける必要があると考えます。本市の

見解をお聞かせください。

本市は、2018年2月26日に地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同しています。「COOL CHOICE」とは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうとする取組です。賛同後に具体的に進めてきたことは何でしょうか。お答えください。

次年度の市政運営方針では、「ゼロカーボンシティの実現に向け、地球温暖化対策実行計画を見直す」としています。では、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ達成に向けて具体的にどのように進めるのでしょうか。お尋ねいたします。

以上で演壇からの質問を終わります。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

〔安部道夫市民環境部長登壇〕

○安部道夫市民環境部長 ゼロカーボンシティ達成に向けての御質問についてお答えいたします。

初めに、（１）目指すゼロカーボンシティの姿はについてですが、2050年までに徹底した省エネと再生可能エネルギーの導入により、市全体の二酸化炭素排出量を削減するとともに、森林整備などにより二酸化炭素吸収量の増加を図り、数値的な目標として二酸化炭素の排出量と吸収量の差引きがゼロになる状態を目指して、ゼロカーボンシティの達成を図ってまいります。

達成に向けては、環境・社会・経済が統合的に向上し、地域課題の解決とともにエネルギーの地産地消、地域内循環を推進することで、持続可能な米沢を目指してまいります。

次に、（２）米沢市ゼロカーボンシティ宣言後、市民の理解はどの程度進んだかについてですが、御質問の脱炭素に対する市民の意識、理解の度合いを把握する指標は準備しておりませんが、市長自らが各地区で開催された座談会などでゼロカ

ーボンシティ宣言やプラスチックごみゼロ宣言に関して説明を行うなど、市民啓発に努めてまいりました。

あわせて、昨年5月開催の中学生議会では、公共施設における二酸化炭素排出量削減に向けた取組についての御質問などがあつたほか、10月開催の「米沢市SDGs『わたしのなせばなる』高校生チャレンジ」でも、市内の2つの高校から地球温暖化対策に関する発表が行われていることなどから、脱炭素、ゼロカーボンシティについても市民理解は高まっているものと感じております。

次に、（３）米沢市ゼロカーボンシティ宣言以降に脱炭素社会実現に向けて進めていることは何かの御質問であります。従来の米沢市地球温暖化対策実行計画に沿った取組である公共施設への太陽光発電設備の導入や、様々な情報発信に加え、ゼロカーボンシティ推進シンポジウムを開催しているほか、今年度進めてきた再生可能エネルギー導入目標策定を踏まえ、令和5年度に地球温暖化対策実行計画の見直しを行ってまいります。

さらに、電気の地産地消推進に向け、地域新電力会社と公共施設への電力契約に向けた検討を行っているところです。

次に、（４）ゼロカーボンシティを目指す環境を市民と共にどのようにつくり上げるかについてであります。ゼロカーボンシティの達成には市民の意識の高まりが必要であり、市民参加で事業を進めていくことは大切であると認識しております。

地球温暖化対策実行計画の見直しにおいては、環境審議会による審議及びパブリック・コメントにより市民の意見を反映してまいります。

なお、以前にも御紹介いただいた「脱炭素かわさき市民会議」については、行政に対する住民の自主的な提案活動の一環として開催された脱炭素に向けた市民活動の一例として、今後の参考と

してまいりたいと思います。

次に、(5)「COOL CHOICE」賛同後に進めてきたことは何かについてですが、環境に関する市民の意識啓発のため、広報よねざわに記事掲載を行ってきたところです。

具体的には、日々の移動をエコにする取組として、公共交通機関を利用した通勤、徒歩や自転車の利用推進及びエコドライブの実践に関する記事を、省エネ家電の取組として県が実施した家電買換えキャンペーンのPR記事を、そして住宅、事業所での適切な温度管理の取組としてクールビズ、ウォームビズに関する記事をそれぞれ掲載しました。

さらに、夏場の日よけとなる緑のカーテンを推進するため、ゴーヤの種を配付しておりますが、令和4年度は207件の申込みがあったところです。

今後も様々な取組を紹介し、市民の行動変容を促しながら、ゼロカーボンシティ達成につなげていきたいと考えております。

最後に(6)ゼロカーボンシティの達成に向けて本市が取り組むべき方策はの御質問については、(3)でも御説明しました再生可能エネルギー導入目標策定を踏まえて、令和5年度に地球温暖化対策実行計画の見直しを行い、具体的な施策を盛り込んでまいります。

本市のゼロカーボンシティ達成に向けた取組においても、国の支援は最大限有効に活用していきたいと考えております。このため、令和5年度の新規事業として、国の地域経済循環創造事業交付金による人材面からの地域脱炭素支援を活用して、外部専門家を招聘し、ゼロカーボンシティの達成に向けた事業の推進に関し、アドバイスをいただく考えです。

計画に盛り込む具体的な施策として、本市の地域特性や地域課題の複数同時解決に資するような施策を検討していきますが、国は令和3年6月に定めた地域脱炭素ロードマップにおいて2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域

をつくるとしていますので、脱炭素先行地域への応募も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) 来年度に実行計画の見直しを進めていくということでございますけれども、山形県の環境計画などを見させていただくと、環境学習、環境保全活動の参加人数や、具体的にごみの排出量を令和12年までどうするとか、数値目標を全部出しているのですけれども、本市の考えとしてはこの実行計画をつくるときに数値目標まできちんと出していくという考えでよろしいですか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 まず法律の改正によりまして、再生可能エネルギーの導入目標については盛り込むという形で進めております。その他の具体的な数字につきましても、現状、あるいは県との整合性を図る上で、どのようなものを盛り込むかということについても検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) 県のゼロカーボンへのチャレンジ、2050年まで温室効果ガス排出実質ゼロを目指してとなつて、大きく6項目ぐらい上げて、これはこうします、こうしますと。例えば1日1人当たりのごみの排出量は目標810グラムとか、温室効果ガス排出削減率50%とか、数字で全部出しているのですね。ある意味で言うと「やまがた百名山」等利用者数、目標1,000名とか、そういうふうに出しているの、なぜ数字にこだわるかということ、市民の皆さんはやはり数字で「もう少し減らそう」「減ってきているな」とか、そういう自覚ができるような、行政側もきちんと数字を見て、もっとこうしなければならないと、目標が定まっていると非常にいいと思うのです。だから、最初にきちんと数値目標を出して、2050年

ゼロを目指していくという実行計画にしていた
だければいいと思うのですが、いかがなものですか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 やはり数字というものは
非常に強いものでございます。そのために、令和
3年度はどれだけの排出量があるかということ
を調査させていただきました。

令和4年度につきましては、導入目標という形
で、具体的な目標はどれぐらいだということで今
まで事業を進めてきたところでございます。

やはり市民が取り組みやすい指標ということで
数字は非常に大切なものだと考えておりますの
で、できるだけ多くの取り組みやすい構成にしたい
と考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 先ほどの答弁ですと、
来年度は外部専門家を招聘して実行計画をつく
っていくということだったと思うので、ぜひ数値
も入れながら、外部の専門家をわざわざ呼ぶわけ
ですから、やっていただきたいと思います。

もう1点。先ほど演壇でも申しましたけれども、
市民参加をどう促すかです。行政側とか、もちろ
ん企業の努力も必要です、いろんな意味で。ゼロ
カーボンを目指すためには、やはり市民の参加も
必要だと思うのです。そのためには、どんな形で
もいいから市民が関わっていける、そういうシス
テムにしながら、「私ならここまでできる」とか
「ここまでやれるだろう」ということが市民から
出てきて、上からこうやってくださいではなくて、
ボトムアップ型というのですか、市民から「でき
るからこれはやろうよ」というふうにして、結果
として二酸化炭素の排出量が減っていく、そうい
うことをやれないかと思っているのです。環境審
議会委員に確かに公募委員がいらっしゃるのは
分かります。けれども、やはりもう少し市民が参
加して、具体的に役所の目標に向かって全体で頑
張っていく、役所の目標という言葉は適切ではな

いかかもしれませんが、実行計画の数値目標を出し
ていく。市民参加をどうやっていくのか、少し考
えていただくということが必要だと思うのです
が、どうですか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 地球温暖化対策、そして
ゼロカーボンに向けて実践していただくという
ものは、行政も当然そうですが、市民や企業の皆
さんにも実践していただかなければ達成は不可
能でございます。そういった意味で、市全体の意
識啓発というものを図っていくためには、やはり
議員おっしゃるように、そういった参画する機会
といいましょうか、皆さんに気づいて、議論して
いただくというか、そういった機会というのもの
非常に重要になってくると考えております。具体
的にこれという形で今は申し上げられませんが、
けれども、そのような機会をつくるということにつ
いては検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 市長にも頑張っていた
だいて、各地区の座談会などでいろいろ話をし
ていただいたという御答弁で、それは効果がある
と思うのです。確かに効果はあって、そういうこと
を米沢市は進めようと分かってきている。だから、
もう一歩進めるためには、やはり市民参加をどう
やって促していくか、そこをいろいろ研究してい
ただいて、2050年までの長い取組でございますか
ら、一概にできなくても、積み上げが大事だと思
いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っ
ています。

私、市民参加で提案がございします。2018年4月
から米沢市も環境家計簿というのをホームページ
に出して、みんなで環境の家計簿をつけようよ
となっています。米沢市の環境家計簿はエクセル
式のものとはPDFのものがあって、エクセルのや
つは計算式も入っていて、確かに入力すると出て
くるのです、削減量とか。けれども、なかなか使
いにくいエクセルのつくりでございました。私も

少し頑張ったのですが、いつまでも続きませんでした。だから、「COOL CHOICE」を機に環境家計簿をつけているのかと思って、環境家計簿があそこに載っていることを知っている人がどのぐらいいらっしゃるのか。環境意識を高めるためには、環境家計簿をもう少し使いやすいように作り直していただいて、市民に広げてみてどうかと思うのですが、どうですか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 環境家計簿自体は非常に有効なツールであると思っておりますが、いかなせん最初に上げてから大分月日もたっているということもありまして、なかなか使い勝手がよろしくない状況にもなっていると思っております。

今後、工夫を加えまして、使いやすい環境家計簿を目指しまして改善をしてみたいと思いますし、また、一人でも多くの方に使っていただくような情報発信も併せて積極的に行ってみたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 調べると、新潟市ですか、もっと使いやすくてつくっているところもあるようでした。簡単に入力して、自分の排出量が、我妻家はこんな感じだとかというのが出てくるようですから、それを少し研究していただいてつくっていただく。そして、もう少しきちんと目標を持って、例えばモデル地区みたいなのをお願いをして、あるいは抽出して、100件とか200件のお宅に環境家計簿をつけていただく、そうすると米沢市の家庭からの排出量が大体目安として出てきます。米沢市全体で取り組むような方策を少し考えてみる、そうするとかなり近い家庭の排出量の数値が出てくるのだと思います。客体の数にもよるかもしれませんが、そんなことを考えたらどうかと思うのですが、いかがですか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 環境家計簿を家庭でつけていただいても、実際どのような結果が出ている

かということについてはこちらでは把握し切れないという部分もございます。やはりモニターといたしましうか、そういった方を募って、うちではこういう取組でこういう成果を上げたというものを発表していただくというか、ホームページに載せるとか、様々な発信をしていくということについては、やはりほかの方の行動変容を促すということにも非常に有効と考えております。手法について検討させていただきたいと思います。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 市民参加を促しながら、そして自分も排出量が分かって、あるいは徐々に減らしてきているという自覚が持てれば、一気に進んでいくことだと思うのです。ぜひ環境家計簿のモデル地区とか客体を1,000件ぐらい選んでとか、そういうことを少し試していただく、そういうのを実証していただければと思います。

あわせて、公共施設も今後ある程度発表していけばいいと思うのです。行政側だけではなくて、いろんな施設などについても、排出量はどのくらいだというのが分かってくると思うので、その点も少し考えていただくということはいかななものですか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 そういった取組の発信、成果の発信というものは重要と考えております。内部で検討させていただければと思います。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 冒頭に演壇からも申しましたが、ゼロカーボンシティ宣言を行いましたと、では次はどうするのだという時期に来ていると思います。2年数か月たちましたから。では、具体的にこういうことをこうこうとやはりやっていきたい、やるべきだという、その時期に来ていると思いますので、ぜひいろんな工夫をしながら進めていただければと思います。

本市はゼロカーボンシティ宣言、あるいはプラスチックごみゼロ宣言などを行っているところ

ですから、やはり環境意識は非常に高く、目標も高く持っている市だと私は認識しています。ですから、ぜひとも先進的な取組をいろいろと工夫しながら、勉強していただいてやっていく、そのためには、市民も参加をして、きちんとみんなでやっていく、いろんな意味でこれから市民と協力してやっていく、そういったことが必要かと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。最後になりますけれども、市長から思いをお聞かせいただければと思います。今言ったことで。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 新年度において、先ほど市民環境部長から申し上げたとおり、いろいろ検討をしておるところであります。

そして、やはり何よりも重要なことは、市民の皆様とゼロカーボンについて共有するということが一番大きな課題ではないかと思っております。そのための取組でありますけれども、例示のありました川崎の件も含めまして、「脱炭素かわさき市民会議」ですか、これは環境審議会に一度諮って、こういったことを環境審議会の下で取り組んでいきたいという、そういう仕組みづくりができないか、これから検討させていただきたいと思います。

あともう1点ですけれども、ゼロカーボンというのは排出量と、あと吸収量をどう実質ゼロにするかということですので、やはり森林の活用というものにしっかり取り組んでいく必要があるのだと思うしております。今、境界測量も行っているわけでありまして、これを何とか米沢市の戦略として、令和6年度からいよいよ本格的に森林環境税が始まりますので、都会のほうとの連携ができないかということで、今模索をしておるところであります。

そういったことも含めて、米沢が今まで取り組んできたことをやはりもっともっと市民の皆さんに見える化をしていかなければなりませんし、また、都会との脱炭素に向けた取組というものも

今後強化していかなければならないと思っておりますので、議員お述べのとおり、しっかり取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○相田克平議長 以上で18番我妻徳雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休 憩

午後 1時37分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢市公営住宅長寿命化計画について、16番佐藤弘司議員。

〔16番佐藤弘司議員登壇〕（拍手）

○16番（佐藤弘司議員） 公明クラブの佐藤弘司でございます。

まず、お忙しい中、傍聴に来ていただいた方に心より感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

引き続きよろしくお願いいたします。

私の質問は、米沢市公営住宅長寿命化計画を基に、市営住宅の現状、そして将来の方向性などをお伺いいたします。

なお、市営住宅の運営、維持管理は指定管理事業者に委託していることは承知の上でお伺いするものであります。

この長寿命化計画の内容を見ますと、入居状況、住環境に対する調査結果や将来像など、細部にわたり分析されておりますが、具体的な取組、現状などを確認の意味で質問いたします。

1、市営住宅の維持管理、廃止計画はどうなっているかについてお伺いいたします。

今後の人口減少、高齢化を見据えた見解をお聞きいたします。

現在、市営住宅11か所あるうち、築50年、60年

がたち、耐用年数を大きく過ぎて、補修の域を超えている、いわゆる入居をストップして、廃止する方向である住宅、この計画では優先的な用途廃止という表現をしておりますが、このような住宅が半分に近い45%に上るようであります。現状を改めてお知らせください。

今後、新築の予定、計画はないとのことですので、人口動向や高齢化を見据えて、残りの市営住宅でどう対応していくのか、適正戸数の運営ができるのかをお伺いいたします。

さらに、住宅の老朽化対策もお聞かせください。

2つ目、外構を含めた各種設備の維持管理について、外回りを含めた設備の維持管理について、お伺いいたします。

指定管理事業者は、定期的な巡回などをされているのか、住民の要望集約などはできているのか、お知らせください。

計画の中で入居者意向調査というものがある、この中の住環境の不満項目の第1位は雪対策でした。このことから、駐車場の確保など、外回りの雪片づけに御苦労なさっていることが感じられます。

3番目、指定管理事業者との連携について。

「事業者に改善を求めても対応してもらえないことがあった」との入居者の御意見もありました。指定管理事業者と当局の連携について、現状をお伺いいたします。

指定管理者の管理の範疇、体制、担当されている社員の人数などをお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 米沢市公営住宅長寿命化計画についてお答えいたします。

初めに、(1)市営住宅の維持管理・廃止の計画はどうなっているかについてであります。全国的にも人口減少や高齢化が進んでおり、本市も同様に様々な課題が生じている状況であります。

そのような状況の中で、本市では平成26年3月に米沢市公営住宅長寿命化計画を策定し、その後、平成29年3月に上位計画となる米沢市公共施設等総合管理計画が策定されたことから、当計画についても令和2年5月に改定し、市営住宅の維持管理や廃止計画について整理を行ったところであります。

計画では、目標年次である2035年度までに保有総量の20%削減を目標とし、簡易耐火構造の住棟、いわゆる長屋形式の住宅から順に解体を進める一方で、維持管理や改修工事を行いながら長寿命化を図っていく団地について整理しており、併せて本市に必要な公営住宅の戸数については、国土交通省の指針などに基づき将来目標戸数を設定し、本計画を策定しております。

現在は、この計画に沿って、昭和30年代に建設された耐用年数が経過している建物を、入居者の転居が完了しているものから順次用途を廃止し、解体を進め、これまで9棟、面積で約1,000平米となっているところです。去年は玉の木町団地を廃止いたしました。

今後は、入居者の希望をお聞きしながら、令和11年度までに通町団地、吾妻町団地、花沢町団地などについて、用途廃止を行っていく予定であります。

また、維持管理するとした団地につきましては、給湯設備や外壁改修工事などの計画的な改修工事や修繕などを行って長寿命化を図っており、安心して居住してもらえよう努めてまいります。

次に、(2)外構を含めた各種設備の維持管理についてになりますが、市営住宅の維持管理につきましては、指定管理者である公益サービス共同企業体と契約し、維持管理を行っております。

市では、維持管理の内容なども共有する目的に、月1回の定例打合せを行っております。定例打合せでは、緊急を要する故障などの修繕をはじめ、夏場の空き住戸の草刈り業務や樹木剪定、冬場の雪庇の張り出し状況調査など、全団地にわたる内

容を確認するとともに、各団地の巡回については、指定管理者が最低でも月1回行っているほか、入居者へ訪問した際などに当該団地やその近くの団地も回り、異常などの有無も確認しております。

指定管理者による巡回については、外部からの点検が主であり、住戸内部の点検までは行わないことから、各住戸内の修繕などにつきましては各入居者からの声が重要になるところであります。

住民の要望の集約についてであります。入居者からの要望などをお聞きする方法といたしましては、指定管理事務所や建築住宅課で窓口・電話にて相談を受け付けているほか、指定管理事務所に御意見箱を設置したり、収入申告書とともにアンケートも同封し、入居者からの御要望などの把握に努め、住まいに関する内容をはじめ、修繕や改修工事の際の参考としているところであります。

最後に、(3)の指定管理者との連携は取れているかについてであります。 (2)で述べたとおり、市営住宅の維持管理につきましては指定管理者が業務を行っており、維持管理業務の内容なども共有する目的に月1回の定例会を実施し、連携を図っているところであります。

市営住宅の修繕につきましては、入居者負担と市や指定管理者負担の修繕に伴う負担区分を取り決めており、入居期間などによって生じた汚損などについては一定程度入居者負担としているものですが、構造的な修繕など市や指定管理者の負担となるものにつきましては、現地調査や修繕見積りなどを精査した上で対応しているところであります。

今後も適切な管理運営についてより一層努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、指定管理者の修繕に関する業務範囲につきましては、原則として修繕1件当たり50万円以下の範囲を指定管理者とし、50万円以上から130万円以下のものにつきましては、市と協議の上、

指定管理者が負担するものもございます。

指定管理者の職員数につきましては、正職員が3名、嘱託職員が1名の計4名でシフトを組んで業務を行っている状況であります。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○16番(佐藤弘司議員) ありがとうございます。

それでは、2回目の質問を隨時させていただきます。

まず廃止については、新たな入居者をストップして、入居者がいる間は維持していくということによろしいですか。最長は令和11年ということを経験として。お願いいたします。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 廃止につきましては、計画に基づいてやる予定とはしておりますが、やはりそこには入居者がいらっしゃいますので、その入居者にも配慮しながら、順次廃止を進めていきたいと考えているところです。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○16番(佐藤弘司議員) 分かりました。

入居者がいる間ということですが、やはり建物のハード面には限界があると思います。こういう予定では多分70年ぐらいになる住宅になると思いますので、やはりガイドラインは令和11年ということによろしいですね。最長でも。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 現在の計画では令和11年度までとなっておりますが、その後も様々検討しながら、長寿命化対策をやっていかなければならないと考えているところであります。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○16番(佐藤弘司議員) 玉の木町団地はもう既に廃止になったということで、残りの吾妻町、花沢町、通町、雲雀が丘、この5か所の団地が優先的な用途廃止という位置づけになっておるとおもいますが、この廃止が完了したときに、残

りの6か所の団地で間に合うのでしょうか。令和11年に廃止になったときに、残りの金池、窪田等々の6か所の団地で適正戸数が保たれるかということはいかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 計画策定時点では、令和2年度になりますが12団地で719戸、計画最終年度では、令和11年となりますが7団地572戸という想定をしているところであります。国土交通省のそういう住宅の試算では、約540戸あれば間に合うという試算も出ておりますので、現時点では十分に間に合うのではないかと考えておりますが、第2期計画においても、その後人口減少などもありますので、その後用途廃止とする団地もございますので、そういったものも含めながら今後進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○16番（佐藤弘司議員） 残りの部分で何とか対応できるという回答でしたけれども、その残りの部分も、これから10年ぐらいすればもう50年たってしまって、大分老朽化が進んでくるわけで、現状よりもさらに厳しい状況が起きると思いますし、そういう意味でも今から手を打つべきだと思いますし、塩井町団地のみにエレベーターがついているという、差が大き過ぎるような気もいたします。これは建設年度の違い、またそのときの社会情勢とかという部分では違っている部分があると思いますけれども、この先々10年ぐらいでもう既にそういう状況が発生するということでもあります。

将来的な方向性というか、確認したいのですが、そこでもし足りなくなるような状況になった場合、新築はしないという計画でありますから、例えば民間のアパートとかマンションを借り上げるとか、あと塩井町団地のようにPFIで民間の活力を借りて行っていくとか、そういう計画というか、方向性はいかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 議員御指摘のとおり、市営住宅だけで住宅要配慮者の居住を確保するということは難しいところもあります。あとは、その時代、時代の要請に応じた生活様式にマッチしているかということもありますので、やはり市営住宅は最終的なセーフティーネットとして役割を果たすわけでありましたが、先ほど議員がおっしゃったとおり、セーフティーネットであったり、高齢者向け優良賃貸住宅というものもありますので、そういった民間住宅も活用しながら、要配慮者に対して住宅をどう提供していくかということについては引き続き検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○16番（佐藤弘司議員） 特に私が感じているのは、金池なんかは50年、60年近くたってくるわけですけども、建設当初は若い御夫婦、子育て世代の夫婦が大半で、すごいにぎわいだったような記憶があります。団地の中だけで子供会ができるような、そういう状況だったと思いますし、それに引き換え、現在は全然入居者の層が違ってまいりまして、私が訪問しても、高齢の御夫婦世帯とか、あと独り世帯、高齢者1人の世帯というのが多いような気もいたします。ですから、そういう利用者の状況が違ってきているという部分を十分配慮して、エレベーターとまではいきませんけれども、そのような様々な方策、ごみ出しとか除雪も含めた対応を取っていかなければならないと思っておるところですが、具体的な返答はないと思うのですけれども、そういう部分の認識はいかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 確かに市営住宅の入居者については、やはり時代とともに変わっているものと、そういう認識をしております。

現在設置されている市営住宅だけでは、新しい生活様式に対応するということは難しいと思いますので、やはりここはしっかりと民間の力をい

ただきながら、そういった形と絡めながら、連携を取りながらやっていくことが重要であると現時点では捉えているところであります。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○16番（佐藤弘司議員） 先ほど月1回業者との打合せ等々を行っているし、あと住民の方からの要望等も御意見ボックスみたいな感じで把握しているというお話でしたが、その割に、私が行ってみるといろんな苦情とか、困ったというお話がよく聞こえてきますが、その辺の要望、実際に集まる状況とかはどのような状況なのでしょう。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 情報ということですが、やはり指定管理者事務所とか建築住宅課にも、環境が悪いであったり、寒いであったり、そういった要望は寄せられているところでありますので、今後は意見箱を設置したからいいということではなくて、少し入居者に情報を取りに行くような、どういうことが困っていますかとか、そういう情報を取り、アンケートと書いてありますが、そういったところが大事になってくると思いますので、そういったところも活用しながら、的確に入居者の情報が確認できるように今後努めてまいりたいと考えているところであります。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○16番（佐藤弘司議員） 先ほど外構、外回りは巡回して点検できますけれども、内情はなかなか把握できないというお話がありました。それは当然だと思いますので、例えば何という役職になっているかですけれども自治会長とか、その棟の責任者の方がいらっしゃると思いますので、そういう方に御意見を聞くとか、集約してもらうとか、そのような情報収集の方策はいかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 御指摘いただいた内容につきましても、今後指定管理をされている事業者と本市で検討いたしまして、対応していきたいと考えております。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○16番（佐藤弘司議員） 私が具体的な相談を受けた部分を紹介しますと、例えば金池ですと、特に1階の方が隙間風というか、ドア自体も風が入ってくるとか、郵便を入れるポケットですか、そこからすごい風が来るので、私がお邪魔した家庭では、米沢市の指定ごみ袋を使って目張りしているような状況がありましたし、笑い話のようですが、でも、ドアの隙間風がひど過ぎるので目張りしたら、よく考えたら出られなくなるみたいなことを言っている人もおりました。実験したとかと。そういう事細かい要望ですとか、そういう声を吸い上げるというか、そういう部分は先ほど建設部長が答弁したような様々な方法を取っていただいて、吸い上げていただきたいと思います。

あとは、やはり雪対策です。住環境の調査で一番困っているのは雪だという回答だったということです。ということは、我々ですと一番雪対策で困るのは、朝の道づくりは当然として、雪下ろしなわけですが、この市営住宅の方は雪下ろしはないわけですね。にもかかわらず、雪で困っているということは、演壇でも申し上げましたように、周りの駐車場の確保とか、そういう部分が非常に困っていると思うのです。私も窪田団地なんかも見させていただきましたが、建蔽率は70%ぐらいですから、逆にそのほかのスペースが少ないというのも当然だと思いますけれども、かなり駐車場確保に御苦労なさっているようでした。何とか対応できる人は、少し回って遊園地に置かせてもらうとか、そういう努力といいますか、しているようですが、そういうスペースがあったら、冬だけでも柵を外して、スノーダンプで運べるようなスペースに使うとか、そういう工夫はいかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 団地によって様々な状況があるかと思いますが、その部分については再度調査をさせていただきながら、可能なものについ

では対応していきたいと考えております。

ただ、除雪につきましては、通路であったり、駐車場であったり、団地内に堆雪された雪について、その排雪などについては町内であったり自治会の負担となっておりますので、そういったところを進めていただきながら、良好な住環境の確保に努めてもらうということが基本となりますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

○相田克平議長 佐藤弘司議員。

○16番（佐藤弘司議員） おっしゃることはよく分かります。自治会で対応するということですが、やはり雪国ですから、今年はよっぽどよかったと思います、今年は。でも、物理的にもうあふれたものは何ともしようがないわけですから、その状況を判断していただきながら、例えば排雪を少しまめにしていただくとか、そしてスペースをつくっていただくという配慮はぜひともしていただきたいということであります。

今後とも市営住宅等々に関しましては先々を見ながら対応をしていただきたいということを切に希望して、質問を終わります。よろしくお願いします。

○相田克平議長 以上で16番佐藤弘司議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休 憩

~~~~~

午後 2時11分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画について、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕（拍手）

○8番（影澤政夫議員） 市民平和クラブの影澤政夫でございます。

午後のお忙しいお時間、本日も多数の市民の皆さんの傍聴を賜ってございます。心から御礼申し上げますとともに、よろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

本日は、大項目、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画について、至る経緯について、しぶとく質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、小項目の1、建設候補地としての比較検証についてお伺いいたします。

昨年8月、市政協議会で教育委員会から途中経過としてお示しいただいた建設適地は本市第六中学校グラウンドでありましたが、事後、計画最適地として決定されるに至っております。

昨年8月時点でも、浸水想定深50センチメートルと明記され、1階床面高でクリアするとしておりました。つまり、その段階で課題と対処について記載されていたわけですが、設計、検討といった具体的・客観的に判断できる題材は、その時点ではまだまだ明確になっていないものと私は認識をしておりました。にもかかわらず、1階床高が1メートル程度でクリアできると明確に記載されていたことは、どのような経緯と根拠で、誰が判断されていたのか、具体的にお答えいただきたいと存じます。

次に、小項目の2、環境調査等対策は本当に必要なのか。

前回、12月定例会の一般質問における私の質問に対して、教育長は「建築基準法上、工場に区分される共同調理場」との御認識での御答弁をいただきました。しかし、本共同調理場は水質汚濁防止法の特定施設に当たるのではないかというもう一つの疑問に対して、御答弁内容にはあまり詳しく含まれていなかったように記憶してございます。その点について再度御質問申し上げ、確認させていただきたいと存じます。

また、小項目1でも質問させていただきました

が、浸水想定区域でもあり、かつ下水道も対処されていないような場所でもあります。具体的な浄化槽設備や、排水などの河川への放流なども含め、どのように検討され、対処されるのか、具体的にお示しください。

続いて、小項目3、今回のPFIアドバイザー一業務では何を求めているのかについてお伺いいたします。

本3月定例会上程の補正予算書には、一般会計債務負担行為として学校給食共同調理場整備等事業PFIアドバイザー業務委託費が計上されております。事由は「早期着手のため」とされ、事業費として2,571万8,000円が計上されてございます。今回のアドバイザー契約について、分かりやすく具体的、簡便にお答えいただきたいと存じます。

ところで、本市にはPFIで実行する際の手法や実施要領など、全庁共通の指針がないと認識してございますが、この点についても確認させていただきたいと存じます。

また、この手法は市民皆さんに後年度負担を前提に計画されるものでもあり、計画当初の議論や検証などは十分過ぎるほどに行われてしかるべきものと考えております。したがって、PFI方式の導入方針やその決定に当たって、教育委員会単独で行うものではなく、全庁で行うべきことで、例えばPFI検討委員会などの設置等の体制が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

当局の御見識をお伺いし、私の演壇からの質問を終わります。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、1、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画についての御質問についてお答えいたします。

初めに、(1)建設候補地としての比較検証についてお答えいたします。

学校給食共同調理場の建設予定地については、

おおむね5,000平方メートルの市有地で、建設可能な地域であることを条件に、3つの候補地を選定し、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画の策定支援を委託した業者の協力を受けながら、11項目の比較検討を行い、その結果について公共施設等総合管理庁内検討委員会に諮った上で、比較検討項目における懸念事項が少なく、建設予定地として妥当性が最も高いと判断できる第六中学校のグラウンドとしたところです。

庁内検討委員会では、第六中学校のグラウンドが0.5メートル未満の浸水想定地域であることについての指摘もありましたが、一般的な共同調理場の床面の高さは、配送車両からの入庫を考慮し、地盤面より1メートルほど高くなることから、浸水のおそれはないことを説明し、庁内の合意を得ております。

次に、(2)環境調査等の対策が必要ではないのかについてお答えいたします。

昨年12月定例会一般質問でも答弁させていただいたところですが、建設予定地である第六中学校グラウンドは、用途地域上、都市計画区域外でありますので、建築基準法上、工場に区分される共同調理場の建設が認められており、事前の環境調査等は必要とされておりませんが、稼働後の騒音や臭気、排水等については十分配慮する必要があると考えております。

また、厨房施設面積が500平方メートル以上の学校給食共同調理場は、水質汚濁防止法の特設施設に該当するため、施設を設置するときには山形県知事に届け出る必要があると認識しておりますので、今後、設計段階に入り、具体的な設備等が見えてきた段階で、必要に応じて県と協議してまいりたいと考えているところです。

なお、共同調理場に設置する合併処理浄化槽については、浸水時に逆流することがないように、マンホールの位置が浸水想定深より上部になるように設置したり、浄化槽の排水管に逆流防止弁を設置したりするなど、所要の対策を設計段階で検

討してまいります。

続きまして、(3) 今回のPFIアドバイザー一業務では何を求めているのかについてお答えいたします。

PFI方式で事業を実施する場合の事務手続としては、実施方針の策定、特定事業の選定、事業者の募集、選定、決定並びに基本協定の締結、事業契約の締結と、様々な手続が必要になります。

PFIアドバイザー業務は、各段階において必要な金融、法務及び技術面における支援並びに調査検討及び資料作成等を行うものになります。

PFI方式で事業を実施する場合の最初の手順として、実施方針案を公表することになりますが、一般的に当該資料を作成するために3か月半程度の期間を要するとされております。

令和8年4月に供用開始を予定している本市の学校給食共同調理場の整備事業では、遅くとも令和5年5月には実施方針案を公表する必要があると考えており、可能な限り早期に必要な書類の作成業務について着手する必要があることから、その支援を行うこととなるアドバイザー業務について、令和5年3月補正予算において債務負担行為を設定し、3月中の契約締結を目指したいと考えております。

最後になりますが、PFI方式を導入する場合の指針については、公共施設等の整備運営事業へ積極的な民間活力導入のため、内閣府が「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を策定し、国や人口10万人以上の地方公共団体に対して、この指針に基づいた優先的検討規程の策定や運用の推進を求めているところで

す。

本市はこの指針の対象とはなりませんが、米沢市公共施設等総合管理計画の中で、公共施設等の管理に関する基本原則として、「維持管理・運営において、PPPやPFI、指定管理者制度の導入により、民間事業者が持つ専門性やノウハウ、資金等を積極的に活用し、行政サービスの質の向

上と経費の軽減に努めます」と定めております。

この原則に基づき、公共施設等総合管理計画を推進するための全庁的な推進体制として設置している米沢市公共施設等総合管理庁内検討委員会において学校給食共同調理場の整備運営をPFI方式で実施することについて協議し、その方針を決定しているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) まずもって御答弁ありがとうございました。

私のお聞きしたい中身と少しずれているところもあると思いましたが、その辺は2回目以降の質問の中でということになりますが、教育委員会は物事を基本的にきちっとやるために、専門性の高い業務については業務委託をするということで、1,275万円の業務委託費をもって言わば検証、そして様々、要求水準書なども成果物を頂くという形で対応されたと思っております。私がお聞きしたかったのは、去年の8月段階で、庁内でいろんな議論はあったにしても、50センチメートルの浸水想定地域、それが適地であるかどうかということについて確認する場合、かさ上げとか、あるいは設計段階でどうするかということも含めて考えないと、簡単には言えないのではないかと思います。これが具体的に「案」が取れて、今きちとした方針になっているわけなので、そこに例えば定量評価の部分も書いてございます。設備の問題も書いてございます。例えば19億円ぐらいかかるとか、総工費で38億円かかりますということも明記されているのであれば、当然そこまで検証された上で発表されているのではないかと思いますのでお聞きしたのです。その時点ではなかったということですか。お聞かせください。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷彦彦教育管理部長 このたび業務委託を行った基本構想・基本計画についてでありますけれども、学校給食共同調理場の新設に当たりまして、

施設の規模、予定地などの決定と併せて、様々な課題を整理して、具体的な取組の方針を定めるということを目的にしております。

今議員がおっしゃられました具体的な、例えば浸水想定区域にある用地について、どのような方法であればクリアができるのかという精密な、あるいは精緻なところまでは検証はしておりませんけれども、あくまでも一般的なところになります。共同調理場を設計する観点から、一般的には1階の床の高さは1メートル程度高くなることから、六中のグラウンドについては50センチメートル未満という浸水想定区域でありますので、回避できるという判断の下で、このたび六中のグラウンドを建設予定地に決めさせていただいたということでございます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） この種の業務委託で、専門性を求めながら、適地を選定するということになれば、私も民間のお仕事の中で、例えばアンテナの建て替え、あるいは新築、構造物ではありませんけれども、これはかなりなところまで法的なところを精査していくと。したがって、その委託された業者は、各窓口、例えば先ほどの水質汚濁防止法の関係で言えば、県の水や空気の管理部門に行ってお話を聞いているとか、そういったところまで、しかも担当者はどなたであった、いつお邪魔してこういう見解をいただいたという、非常に細かい、そういう調査業務のはずだと思っておったのです。というのも、今回、このプロポーザルでのいわゆる仕様書を業者に求めた中に、建設候補地の状況等を把握し、都市計画法や建築基準法などの法的条件や周辺環境への影響など、想定される問題点について抽出し、整理を行うという注文書になっています。今、森谷部長がお話のように、一般的なではないのです。私はそこを申し上げている。それが今後、後年度負担を強いる、あなた方が言ってらっしゃるようなPFIになって、基の数値になるのだということです。では

定量評価をどうやってつくったのですか、これ。38億円という評価はどうやってつくったのですか。教えてください。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 定量的な評価、38億4,400万円という金額につきましては、現地調査も含め、これまでの受託者の様々な実績も踏まえながら、私どもが示した2,100食という食数、それからそれを調理できるだけの厨房の設備、それを収めるだけの施設、そして人的な配置等について、受託者のこれまでの経験や、あるいは試算を基に算出し、このたびの成果品として納めていただいたということでありまして、その点については私どもとしては議会にお示しした比較表の中に記載されているということで御理解いただきたいと思います。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ですから、そのデータとして正確を期するべきでしょうと私は申し上げているのです。一般的な判断で、そんなこと決められないでしょう。我々は、この業務委託からして、その値段、定量評価について含めても、あと市民の皆さんもパブコメで見ているのです、あれを。そんな一般的な議論で出しているなんていうことが分かれば、もう一回差戻しではないですか。私はそう思います。いいかげん過ぎるではないですか。これから15年間も債務負担行為を強いるのです。強いるという言い方は申し訳ないですけども、市民の皆さん方に払っていただくことになるのです。PFIということになれば、それを決定するに当たって、今のような答弁で納得できるわけがないではないですか。正しい資料を出してください。先ほど私、民間のときこうやりましたと言いましたね。一覧表でもかなりの表になるはずですよ。全ての法令ですから。それは民間だからではないです。新しいものを造る、例えば40メートルのアンテナを造る場合、その倍の80メートル、その周辺の円内の地権者全員に同意をいただい

ないと、アンテナは立ててはいけません。これは法律に定められていることではありませんけれども、民間はそういうことをきちっとやりなさいと自治体から言われているのです。あなた方だって、我々民間が建てるわけではなくて、民間がやるにしても、言わば教育委員会が建てるのだから、そんな勝手なことにはいかないので、明確な調査結果を出していただきたいと思います。いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほど答弁させていただきましたが、基本構想・基本計画策定支援業務につきましては、これからの設計業務に必要な諸条件の洗い出しでありましたり、施設の規模、それから概算事業費の決定、これを踏まえて、いわゆるどのような方式で進めていけるか、民間の活力を導入できるかという判断もするわけでありまして、そういったことを目的にしているものでございます。例えば精緻な費用、それから地質調査など、施設を建設する上で本来必要になるような、そういう具体的な調査については、今後設計業務と併せて実施していくものになると思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） これからですか。そうすると、その38億円という定量評価の中に入っているということで、そういう認識でよろしいですね。いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 38億4,400万円という数字を示させていただきましたが、アドバイザー契約についてはその中に含まれております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） いやいやいや、これから精緻な調査をされるそうですけれども、地質調査等も38億数千万円の中に入っているということではよろしいですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 必要な経費については含まれております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ここではっきりさせておきたいのですけれども、いわゆるこのPFI方式（BTO方式）に決まっているからアドバイザー契約なのですか。それともPFI方式、この方式を今後決めるに当たってのアドバイザー契約なのですか。どちらですか、これは。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 アドバイザリー契約を締結した後、PFI事業を正式に進めていくかどうかということについては、今後実施方針案、それから要求水準書案、これを公表いたしまして、参入の意向、意識のある事業者等からの質問、意見等を聴取いたします。そういった市場調査、あるいは改めて事業費等によってVFMが出るかどうか、そういったことを精緻に判断させていただき、特定事業として選定、そして公表した段階で改めて正式にPFI事業で今後進めていくことが決まるわけでございます。ですから、それを正式に決める意味でも、アドバイザー契約を3月中に締結をして進めてまいりたいと考えておったところであります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） そうしますと、議会として議決に至るような部分というのはどの時点で出てまいりますか。あるいは出てまいらないということですか。教えてください。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 5月に要求水準書案と実施方針案を公表していく計画でございます。その時点で議決を頂戴する案件はないと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 方針が定まっているから、議決する場面はないと。ずーっとこれです。議員の皆さん、それでいいのですか。これから毎年後

年度負担ということがもし決まれば、予算特別委員会なりそこで補正予算の議決、審議、それだけです。こんな大事なことをPFIで行うということについて、明確に十分協議すべきではないですか。私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。どうですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今、補正予算というお話がありましたが、5月以降、実施方針案として要求水準書案を示しながら、特定事業として進めていかどうか、庁内で判断してまいります。それを踏まえて、6月の定例会と私どもは考えておりますが、今後15年間にわたる事業費について、債務負担等の御提案をさせていただきたいと思っておりますので、その段階で議員の皆様から様々な御質問、御意見を頂戴できるものと考えておったところであります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） もう時間もないのであれですけれども、皆さん御承知のように、私は本市のこの学校給食の方針変更に至る部分については反対してございます。こだわっています。民意の反映が明確になされていない、これが一番。パブコメを行わなかった。しかし、一昨日、教育長は、学校給食検討委員会やPTAの代表からも様々な御意見をいただいて、民意を反映されたとおっしゃっています。だったら、7,000筆以上もある署名はどうなるのですか。今回もアドバイザー契約を最初にして、いかにもPFIを現認するようなやり方でもって、決して民主的なやり方ではないと思います。私は、市民に責任の持てる公正な議会制民主主義、これがないと駄目だと。しかも後年度負担なのですからということを何回も申し上げた。こういった案件について、決定される教育長、今の御所見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○相田克平議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 今までいろいろ御議論いただき

まして、子供たちのことを一番に考えて私どもは進めているつもりですので、この計画に沿ってぜひ進めさせていただきたいと考えております。

○相田克平議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休 憩

午後 2時42分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢市学校給食基本方針について、10番高橋壽議員。

〔10番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○10番（高橋 壽議員） 米沢市の学校給食の基本方針を策定するに当たり、教育委員会は学校給食検討委員会を設置し、学校給食の在り方を検討しました。検討委員会は、小・中学校ともに自校調理方式が最も望ましいと教育委員会に報告しました。

これを受けて、教育委員会は基本方針を策定し、「統合中学校、（仮称）北中と（仮称）東中の学校の敷地内に自校調理室を建設するスペースはない」との理由で、中学校は共同調理方式（センター方式）として、小学校は自校調理方式の継続を基本とするとしてしました。

しかし、「建設するスペースがない」については、教育委員会の検証は私は全く不十分のまま結論づけたと言わざるを得ないと考えています。改めてその検証作業についてお伺いをしたいと思います。

令和4年11月25日に示された共同調理場基本構想・基本計画（案）は、令和9年統合開校予定の（仮称）統合小学校の給食を給食センターから配送するセンター方式を採用するとしています。共

同調理場から給食を提供した場合でも、自校調理方式の場合と同等の水準を満たすことができるとしています。しかし、同等の水準は期待できないと私は考えます。

そこで、お伺いいたします。

（１）自校調理方式と共同調理方式の費用の試算について。

①平成28年、北部小学校の給食室の改築計画がありました。給食室の面積と（仮称）東中、（仮称）北中に自校調理室を建設した場合の必要面積に大きな差があると考えますが、どうでしょうか。その場合の差はどういう要因から出ているのか、お伺いしたいと思います。

②令和３年に教育委員会は試算額を出して比較したわけです。自校調理方式とセンター調理方式。センター調理方式のほうが高くなっている、高額になっていると。その要因についてお伺いしたいと思います。

③「中学校における給食提供方式に関する検証について」というペーパーが、給食の基本方針にくっついて出ています。その２の「中学校給食施設の整備及び管理の視点」に、「同時期に同じ機能を有する施設を複数新設することにより、施設の改修時期や設備更新時期が重なるなど、施設管理に係る負担や財政負担が大きくなることが見込まれる」と書いてあります。このことについて具体的に検証した、そういう試算はあるのですか。あるいはないのですか。お伺いしたいと思います。

④令和３年のセンター施設整備などの試算額と、昨年、令和４年11月に示された学校給食共同調理場基本構想・基本計画でのセンターの施設整備などの試算額の差が大きくなっているわけです。その要因は何ですか。お伺いしたいと思います。

（２）（仮称）統合小学校をセンター方式としたことについて。

「共同調理場から給食を提供した場合でも、自校調理方式の場合と同等の水準を満たすことができる」と教育委員会は言っています。しかし、

同等の水準とは何なのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

以上、答弁願います。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、米沢市学校給食基本方針についての御質問にお答えいたします。

初めに、（１）自校調理方式と共同調理方式について行った費用試算についてお答えいたします。

これまでの繰り返しの答弁になりますが、令和３年４月に議会にお示しした給食施設整備における事業費については、事業規模を確認するために民間業者の協力を得て試算したものであり、当該事業者の企業情報に直接関わる内容については明らかにしないことを前提として、当時の施工実績から標準的な規模を積算いただいたものであることから、具体的な試算方法については承知していません。

平成26年度に設計した北部小学校給食室については、西屋内運動場と普通教室棟の間にあった木造校舎を取り壊すことになった際、解体跡地に整備が必要となる渡り廊下と一体的に給食室を新設する計画の下、設計したものであり、既存の給食室を使用しながら整備できる限られた敷地内の設計とし、ドライシステム化やHACCP対応等について考慮していますが、現在では主流となっているアレルギー対応食専用調理室の設置は想定していなかったものです。

また、令和３年４月30日に市政協議会で御説明した「中学校における給食提供方法に関する検証について」のうち、「中学校給食施設の整備及び管理の視点」において、「同時期に同じ機能を有する施設を複数新設することにより、施設の改修時期や設備更新時期が重なるなど、施設管理に係る負担や財政負担が大きくなることが見込まれる」としたことについては、施設設備や厨房機器などは耐用年数があることから、改修時期や更新

時期が重なることは当然にして想定できるものであり、検証に当たっての試算は行っておりません。

米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画については、今年2月に教育委員会での議決を受け、決定したところでありますが、本計画では米沢市学校給食基本方針に基づき、学校給食の果たす役割やその教育効果を十分に発揮し、安全で安心な給食を持続的に提供していくための共同調理場に関する基本的事項を定め、具体的な施設計画をまとめております。

施設整備費を積算するに当たっては、施設の規模や建設予定地を決定し、アレルギー対応食専用調理室や調理工程が望める見学スペースの設置など、より具体的な施設機能を整理した上で、基本構想・基本計画策定支援を委託した業者の実績や見積り等により算出したもので、費用については令和4年6月までの物価上昇率を勘案して積算しております。

また、建設予定地が決定したことから、当該敷地に必要な農道拡幅工事や地質調査などの経費についても含まれているものです。

なお、令和3年4月に議会にお示しした給食施設整備における事業費については、事業規模を確認するために民間業者の協力を得て試算したものであり、具体的な試算方法については承知していないことから、これらの数値については比較検証することはできないものです。

次に、(2) (仮称) 統合小学校の給食を共同調理方式としたことについてお答えいたします。

このたびの基本構想・基本計画に記載しておりますが、小学校の給食は食の大切さや作り手への感謝の心を育む食育を目指すことを重視し、身近で食に触れる機会を大切にするための手法として自校調理方式を基本としたところですが、同じ敷地内にある共同調理場は(仮称) 統合小学校の身近な場所にあり、県及び市の栄養教諭や管理栄養士等が常駐し、献立の作成や食材の調達、衛生管理や食育指導等を日常的に行うことができま

す。

同じ敷地にあることから、給食の時間や、その他、食育指導の際には、共同調理場から管理栄養士等が小学校に出向き、子供たちとコミュニケーションを図りながら、食や栄養の大切さ、生産者への感謝の気持ちを伝える機会を十分持つことが可能になるものと考えています。このような意味で、自校調理方式と同等の水準を満たすことができると考えております。

また、共同調理場においては、調理している様子が見学できるスペースや会議室を整備し、栄養教諭等と連携を図りながら食育を実施していくことができるほか、アレルギー対応食専用調理室を設置するなど、米沢市学校給食基本方針の目指す本市学校給食の姿を十分実現できると判断し、(仮称) 統合小学校の給食を共同調理場から提供することとしたものです。

共同調理場の整備に向けて、引き続き検討してまいります。子供たちにとって安全でおいしい給食が提供できるよう進めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番(高橋 壽議員) 最初の質問ですけれども、(仮称) 北中あるいは(仮称) 東中、それから平成28年度に予定していた北部小学校の調理室の面積があまりにも違うということは再三申し上げてきました。北部小学校については、具体的な数字は答弁されませんでしたけれども、厨房面積が230平米ぐらい、全体面積が270平米ぐらいと。(仮称) 北中は、厨房面積だけで470平米という当局の答弁ですよね。厨房面積だけで。この違いというのは、教育長が答弁しましたけれども、アレルギーの専用室は当時設計されていなかったのだと。ただ、アレルギーの調理室というのはそんなに大きなスペースは要りません。つまり、北部小学校の調理室で作る食数と、今回(仮称) 北中で作る食数というのはそんなに変わらない食数でありながら、北部小学校の約2.3倍の(仮

称)北中の厨房室なのです。それから(仮称)東中については2.7倍、3倍近い厨房室になるわけです。大体この議場が200平米です。(仮称)北中は470平米でしょう。壁を除いて、市政協議会や予算特別委員会で使うスペースよりもさらに広いと。ここで何人の調理師の方が働くのですか。市の基準からいえば、僅か4人です。北部小学校のスペースはこのぐらい。470平米の厨房で、僅か4人の調理師さんが給食を作ると。そんなのは、現場から言えばとてもできませんという回答が出てくると思います。大体動線を考えて、動線を落とし込んで、それで厨房面積を決めていくというのが通常の設計です。だから、この厨房メーカーは、それこそ具体的に現場を考えない、一般的な数値で出したのではないですか。とにかくこの2倍、3倍という数字で、妥当な広さだと当局は答弁していますけれども、そんなことはないと思います。

議会事務局を通して、新潟の五泉市の中学校の自校調理室を調べましたけれども、北部小学校とほぼ同じ程度の広さになっています。

お伺いしますけれども、この点について、ほかの先進自治体、あるいは自校調理室を最近造った自治体の状況というのは、教育委員会で確認されましたか。確認したことはありますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 私の知っている限りということになります、実際にその自治体等に連絡を取りながら確認をしたということは恐らくなかったのではないかと思います。今、インターネット等で様々な情報を得ることができますので、そういった形で先例と申しますか、他自治体の情報については収集したと思っております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番(高橋 壽議員) そんなふうにはほかの自治体の状況を確認したのであれば、この差というのはおかしいとは思いませんか。思わなかったのですか、教育委員会としては。これまでも紹介し

てきましたけれども、さいたま市などは狭い敷地を何とか工夫して突破しようということで、2階建ての調理室をやっていると。57小中学校の給食室のうち8割程度はそういうふうに行っているということです。それは調理室が1階部分、そして2階部分に附帯施設を上げてという形の2階建てと。いろいろ調べてみますと、東大和市の学校給食センターというのは、1階部分が駐車場になっているのです。2階が厨房施設と。つまり当局は、教育委員会は、これまで統合中学校では駐車場が足りなくなるということを再三言っていましたよね。1階を駐車場、2階を厨房、そういう給食室だったらいいのではないですか。そういう方式だってあるのです。だから、敷地面積が狭い、あるいは押し雪場がないということは理由にならない。よくよく調べてみたら。1階を駐車場にして、2階に耐雪型の厨房施設、給食室を造れば、これは当然敷地面積が狭くても自校調理室が造れるということになります。つまり、駐車場が足りなければ、ほかに駐車場を確保すればいいのです。それだけの話です。それをやらない。もう最初から自校調理室など造る考えはなかったのではないかと思わざるを得ないわけです。最初からセンターでいこうと考えて、さらにはPFIでやろうと考えて、事を進めてきたということではないですか。

次に、様々厨房メーカーにお願いして数字を出してきたということですが、その厨房メーカーが出してきた数字について、その根拠が分からないということ自体、私はおかしいと。厨房メーカーの数字を丸のみしているわけです。

この業者が様々これまでの実績に基づいて出したと言いますが、この厨房メーカーは本当に実績があるのですか。そのことは確認されましたか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 それについては、問題ないと思っております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番(高橋 壽議員) 実績を確認しましたかと聞いているのです。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 実績のあるメーカーと確認したところでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番(高橋 壽議員) いや、実績のあるメーカーだということではなくて、そのメーカーの実績を確認しましたか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 確認したところであります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番(高橋 壽議員) そうしましたら、その実績を公表してください。なぜこのように米沢市がこれまでやってきた自校調理方式の施設面積の倍もあるような施設が必要になるかと。そこは大事です。実績を出してください。どこの自治体の自校調理方式の施設、どのようなものを建てたのか、実績を公表できませんか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 メーカーの名称等が特定できますので、公表はできないものと思っております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番(高橋 壽議員) 厨房メーカーの様々な、何といいますか、企業に関わる技術力とか何かというのは、それはあえて言えば業者の企業秘密だという理屈はある程度あるかと思いますが、でも、教育委員会が確認したという実績は、どこの自治体のどの給食施設、そこはどの程度の厨房面積になっているかということは、別に教えられない話ではないでしょう。現に今そういう調理室があるわけだから。どこどこの自治体のこの厨房、調理室だと、それはこのぐらいの面積になっていると、あるいは食数はこのぐらいになっていると、それを踏まえて今の教育委員会が出してきた470

平米なり550平米の厨房の広さになるのだということは、企業との関係では問題ないのではないですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今ここの判断では、先ほど申し上げたとおりメーカーの特定ができてまいりますので、公表はできないと思ったところでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番(高橋 壽議員) いつまでもそういうふうに言っていますけれども、現実問題としてこれは建設費に関わってくる問題なのです。今後小学校の給食室を建て替えるという話をしているわけですから。今まで米沢市が建ててきた給食室の2.3倍、2.7倍もの給食室が必要になるという、その根拠は何なのかというのを明らかにする必要はありませんかと私は何度も聞いているのです。明らかにできないというのはおかしいと思います。

では、なぜこの業者をお願いしたかという話になるわけですが、これは今後の質問の中で聞いていきたいと思っています。

それで、学校の長寿命化計画をつくるという中で、PFIなり、計画などを打ち出してきたという話でありますけれども、要は長寿命化計画というのは財政負担をどうやって軽減していくかと、それから財政の平準化をどうやってやるかという話でしたよね。それについて、何らシミュレーションしなかったということですよね。試算額を出していないと。つまり、同時期に同じ機能を有する施設を複数新設することになると、だから平準化にならないのだと、財政負担も大きくなるという話でしょう。だったら、具体的に財政負担が軽減されるのかどうか、平準化になるのかどうかというシミュレーションをしなければならなかったのではないですか。そういう客観的な数字の持ち合わせもなく、いかにも平準化になるような、財政負担が軽減されるような、そういうことが見込まれるという表現で結論を出しているわ

けです。そのことがはっきり確定している、あるいは客観的に理由として示すのであれば、そういうシミュレーションを出すべきだったと思います。出していないということです。それはおかしい話です。

それから、（仮称）統合小学校について、センターと同等の水準が満たせると、それでセンターから配送するという答弁ですけれども、センターのデメリットというのは幾つかあるわけです。一つは、事故などが起こった場合の食中毒など、これはリスクの問題です。これは圧倒的に自校方式のほうが有利なわけですね。被害を最小限に食い止められると。それから、アレルギーについても自校調理方式のほうが圧倒的にきめ細やかにできるわけです。つまり、同じ水準にはなり得ない。そのことははっきりしているのではないですか。その議論はこれまでもいろいろやってきましたけれども、センター方式のほうが劣っているわけです。だから、学校給食検討委員会の調理師や栄養士さん、現場の方々には自校調理方式が最も望ましいという結論を出したわけです。同等の水準などではないからこそ、自校方式が望ましいと出したのではないですか。

それで、コスト比較について私は申し上げたいと思いますけれども、自治労という労働組合団体があるわけです。自治体労働者の組合。その第31回の自治研修会ということで、様々な自治体の課題について検討するという第31回沖縄大会がありました。2014年だと思います。そこで、三重県の自治労の県本部が学校給食の民間委託、PFIも含めての課題として報告したレポートがあります。ネットで検索すれば出てきます。これを読んでみますけれども、委託費についてです。PFIの場合は若干違うところもありますけれども、民間委託をしても、長期的に見ると経費は必ずしも安くはならないことが明らかにされつつある。委託会社は、最初のうちは利益がなくても委託事業を確保しようとしませんが、委託が進んで

いけば契約額について委託会社の交渉権が高まってきます。そうなれば、市場の法則として契約金額が上げられていくわけです。例えば、1990年度から学校給食の調理業務委託を導入した埼玉県春日部市における学校別委託料の推移を見ると、児童生徒、給食数が減少しても委託料は毎年着実に増加しています。児童生徒1人当たりの委託料で見ると、児童生徒数の減少が著しい市立A小学校では1990年度の2万2,812円から1996年度は4万8,059円、6年間で2.1倍になっていると。東京都台東区の場合、あるいは神奈川県相模湖町、千葉県木更津市では、たった2年で直営のほうがよいと、今後は委託しないという見解を出したということが報告されています。そういうこともあるのです。そういうことについて、今回共同調理場基本構想・基本計画で委託する、PFIをやると。その場合、こういう調査はやられましたか。教育委員会自身で。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 基本構想・基本計画の策定から今日に至るまでの間ですけれども、まずPFIで進められるかどうかということ、それからどこにどのような共同調理場を建てていくのかということ、様々な検証を進めながら検討してまいったところであります。

今議員がおっしゃられたような内容について、調査あるいは検証したかという御質問であれば、しなかったと言うしかないと思いますけれども、私どもとしては、より高度な衛生環境の中で安全・安心なおいしい給食を作っていく、そしてそれを中学生に提供していくということで、共同調理場方式ということで進めてまいりましたので、今後も着実に進めてまいりたいと思います。

○相田克平議長 以上で10番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休 憩

午後 3時23分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、本市のグリーンツーリズムについて外1点、22番工藤正雄議員。

〔22番工藤正雄議員登壇〕（拍手）

○22番(工藤正雄議員) 一新会の工藤正雄です。

持ち時間30分の一般質問において、私から2つの大項目について質問いたします。2つともこれからの本市に深く関わっていくことを考えて取り上げました。

大項目の1つは、本市のグリーンツーリズムについてです。

平成30年9月定例会で、グリーンツーリズムの推進という項目で一般質問をしています。今回も関連した質問になります。

その後、平成31年2月頃より新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、経済、生活システム、日常環境等が大きく変化し、現在に至っている状況です。

しかし、この状況を回復させるために、社会経済活動との両立を図る新しいライフスタイルのウィズコロナやテレワーク、リモートワーク等でポストコロナを乗り切るための課題克服に企業が努力しており、国も好転すべく対策に取り組んでいます。

本市も、新型コロナウイルス感染症により観光面の低迷があったと思います。観光の一端のグリーンツーリズム推進は、観光振興面では大きな経済活性化は望めませんが、低迷している全てに手始めの取組として、共通した回復活性化が期待できると考えます。

そのために、小項目（1）国内やインバウンドでの教育旅行の受入を推進できないかです。

前回の質問のとき、受入れ可能な状況の施設や

教育旅行以外の一般旅行客の農泊施設の課題等をお聞きしましたが、その後、コロナ禍で予想もしていなかった事態が続いています。この現況回復策として、どのように当局は考えておられるか、お伺いします。

小項目（2）は、グリーンツーリズムの受入れ体制はどうなっているかお伺いします。

間違いなくグリーンツーリズム目的の国内やインバウンドの旅行客数が増加すると思います。その受入れ体制の対応策をどのように当局は考えておられるか、お伺いします。

小項目（3）は、市民に本市のグリーンツーリズムの実績や成果を周知する方策を取っているのかです。

海外の大学生が農家民宿施設に民泊をし、農業体験や郷土料理を味わい、異文化等に親しむ教育旅行の農村民泊の事例が数件あったと聞いています。このコロナ禍の中で貴重な実績であり、このことを市民の方々に周知すべきと考えますが、当局はどうお考えか、お伺いします。

続いて大項目2、高齢者の独り暮らしについてです。

内閣府の調査によると、高齢化が進み、独り暮らしの高齢者が増加傾向です。昭和55年（1980年）には男性が約19万人で、女性が69万人、高齢者人口に占める割合は男性が4.3%、女性が11.2%でしたが、平成27年（2015年）には男性約192万人、女性約400万人、高齢者人口に占める割合は男性が13.3%、女性が21.1%で、確実に高齢者の独り暮らしは増えています。本市においても同様に高齢化が進んでいると思います。

そこで、小項目の（1）本市の独り暮らしの高齢者の実態を把握しているかです。

独り暮らしの高齢者にとって、様々な不安や問題を抱えておられると思いますが、独り暮らしの人数や世帯数等、実態を当局はお分かりか、お伺いします。

このことに関連しますが、高齢者の独り暮らし

で住居維持のことや日常生活のことなどに不安を抱えておられる高齢者がおられると思います。

その対策として、小項目（２）立地のよい空き家を高齢者向けシェアハウスとして活用し、共同生活の場を提供できないかです。

空き家をシェアハウス状態にするには、様々手がかかると思いますが、それに沿った行政側からの支援等をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、１番、本市のグリーンツーリズムについてお答えいたします。

初めに、（１）国内やインバウンドでの教育旅行の受入れ推進についてですが、農業体験や農家民泊体験を生かした教育旅行の誘致につきましては、相当の客数が見込まれるほか、将来、リピーターとして本市を来訪してくださる可能性があるなど、経済面や地域活性化の観点からも重要であることから、第４期米沢市観光振興計画におきましても、基本政策の一つとしてグリーンツーリズムの推進に取り組むこととしております。

そこで、本市が取り組むグリーンツーリズムの一つである農村民泊事業におきましては、平成25年に米沢観光コンベンション協会、市の観光課、農政課で組織いたします米沢市農泊受入推進協議会を設立し、各種事業や支援を行ってきたところです。

協議会の誘致・PR事業としましては、受入れ地域を紹介するパンフレット作成のほか、千葉県や宮城県の中学校及びエージェントを直接訪問して、本市の受入れ事業の紹介などのセールスを実施してきたところですが、協議会の設立から令和元年度までの７年間で総宿泊者数1,782名を受け入れており、確実に教育旅行の実績を積み上げてきたところです。

また、グリーンツーリズムにおけるインバウンドにつきましては、山形県の教育旅行誘致協議会

や外務省の対日理解促進交流プログラムと連携した取組を推進しながら、令和元年度までの外国人の総宿泊者数は847名となっております。

しかし、令和２年度以降はコロナ禍により思うような事業展開ができず、各受入れ家庭がコロナ対策などの体制を整えていても、お越しいただけない状況が続いておりましたが、水際対策が見直されたことにより、昨年11月にはアメリカの大学生グループ20名を受入れし、民泊は実施できなかったものの、受入れ家庭との交流や体験事業を行うことができました。

さきの上杉雪灯籠まつりでは、入り込み客も徐々に戻ってきており、今後のコロナ収束を見据え、教育旅行の誘致に向け、関係団体と連携しながら、新規の顧客獲得策を進めていくとともに、インバウンドに対してもプロモーション事業などと併せながら誘致活動を再開していきたいと考えております。

次に、（２）グリーンツーリズムの受入れ体制についてですが、先ほど述べました米沢市農泊受入推進協議会を中心に行っており、現在の受入れ家庭は南原地区の関地区を主として22軒ございます。１軒当たり３名から５名ほどを受入れしていただいておりますが、アレルギーによる食事制限や性別などをお伝えし、協議会会長と相談しながら、家庭の割り振りをさせていただいているところです。

また、農泊事業の取組は、その受入れ家庭として関地区を中心とした南原地区に限定しているものではなく、東部地区や塩井地区などの方もいらっしゃると思いますので、米沢の魅力発信に興味のある方や御協力いただける方にも参画していただけるよう、取組を深めていきたいと考えております。

工藤議員のお話にありましたとおり、インバウンドも含めた旅行者は増えてくることを期待しているところですので、教育旅行における本市の受入れ家庭、そして県の協議会事務局や国の「J E N E S Y S」といった窓口とも連携しながら、

体制整備の充実に努めていきたいと考えております。

次に、（３）市民に本市のグリーンツーリズムの実績や成果を周知する方策についてですが、農泊事業につきましては、これまで誘致活動を中心に努めてきたこともあり、市民の皆様への周知については不足していたと考えております。

農泊は、地域全体の活性化や発展にもつながり、本市の農業が抱える問題を解消するための一つの方法にもなり得るものですので、議員のお話にありましたとおり、広く市民の皆様へ情報を発信することも重要なことであると考えています。

今後、市のホームページ、SNSなどで情報発信していくことはもちろんですが、市民の皆様にも農業体験や郷土料理作りなどを体験していただくことで、農業、農村への理解を深めていただくとともに、これまで知らなかった地域資源と触れ合う貴重な機会として農泊事業を展開していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私からは、２、高齢者の独り暮らしについての（１）高齢化が進んでいるが、本市の独り暮らしの高齢者の実態を把握しているかについてお答えいたします。

初めに、高齢者の独り暮らしの数ですが、65歳以上の高齢者世帯の状況につきましては、毎年４月１日現在の住民基本台帳と国勢調査の資料を基に推計値として算出しております。この推計値では、本市の65歳以上の独り暮らしの方は前年比約6.8%の伸びとなり、令和４年４月１日現在で約3,300人となり、令和３年４月１日と比較して約200人増加している状況です。

次に、生活実態についてですが、高齢者が単身で生活をする上では様々な課題があると認識しています。買物や通院などの交通手段、認知症な

どの病気になったときの不安、消費者トラブル、人との関わりが少なくなることでの生活意欲の低下など、１人では解決することが困難なケースについて、相談窓口などを通してお聞きすることがありますが、行政の支援だけでは対応できないケースもございます。

本市では、昨年度から「地域のお宝発表会」を開催し、地域内での支え合い、助け合いなどの取組を発表いただいております、生き生きと活躍する高齢者の方々の様子をうかがうことができます。このことから、高齢者の方々の生活においては、行政の支援だけではなく、地域の身近な方々との支え合い、関わり合いが重要であると考えています。私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、２の高齢者の独り暮らしについての（２）立地のよい空き家を高齢者向けシェアハウスとして活用し、共同生活の場を提供できないかについてお答えいたします。

初めに、本市における空き家の現状について説明させていただきますが、今年度につきましては、空き家問題に対して総合的に対応するため、平成30年３月に策定した米沢市空家等対策計画の中間見直しを進めており、平成29年から５年ぶりとなる空き家の実態調査を実施した結果、令和４年10月１日時点での空き家の数は約1,700件であり、前回調査から約500件の増加となっております。そのうち、小規模の修繕で利用可能なＡランク、軽度の損傷が見られるＢランクの再利用可能な空き家については、約790件と全体の46%を占めている状況であります。

また、高齢者の独り住まいなどが増加する中で、居住者の死亡や施設への入居などにより空き家数はさらに増加していくことが考えられます。

御質問のありました高齢者向けシェアハウスですが、共同しての除雪などの維持管理や入居者同士の交流といったメリットが想定されますが、生

活全般にわたる安全面での問題や、入居者の介護などが必要になった場合、それまでの共同生活に影響が出てしまう懸念があるところであります。

このようなことから、法人などが空き家を活用しシェアハウスにする場合、施設の安全性や採算性の問題から、実現は難しいものと考えられます。

一方、個人同士においては、例えば親しい方が複数名で一緒にお住まいになられるようなケースが考えられます。このような場合の支援については、空き家を購入し活用する方の改修費用に対して、空き家改修支援事業補助金の活用が可能となっております。

具体的には、今年度の補助金について、個人が空き家を購入し居住する場合の改修費用には最大70万円、市外からの移住者の場合には最大120万円の補助金額となっております。そのほかにも、法人などが空き家を購入し自己利用する場合の改修費用には最大50万円の補助金の支援もございます。

また、空き家利活用の支援といたしましては、平成30年11月1日より「米沢市空き家・空き地バンク」を開始し、所有者より申込みを受けた市場で流通しにくい物件について、市ホームページなどで情報を公開し、空き家利用希望者とのマッチングを図っているところです。

加えて、現在中間見直しを行っている米沢市空家等対策計画においては、空き家所有者などと移住・定住も含めた空き家利用希望者の橋渡しを行う新たな空き家マッチング制度を検討することとしており、さらなる空き家の利活用の方策を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○22番(工藤正雄議員) ありがとうございます。

グリーンツーリズムについては、前にも言ったとおり一般質問をやっております。そのときに前の産業部長に答弁をいただいているわけですが、今回の私の質問というのはほとんど内容が似て

いるし、進捗状況というか、前の産業部長に答弁いただいたときの内容が現在はどうのように進捗しているかという面を少し確認したい面もありましたので、そのことでお聞きしますが、誘客というか、直接千葉、宮城に訪問されていると。あと、パンフレットを作成して、PR活動もやると。これは前の産業部長さんにも答弁いただきました。そして、誘客イコール受入れ体制の強化というか、これは今後共通で一体となっているようなものですから、受入れ側の強化として、そして現在答弁をいただきましたが、教育旅行と違って一般旅行の方を泊めるにはいろいろ許可が要ると。その許可を取ってもらうように努力して、現在南原に3軒あると。それを米沢市全体で10軒まで目指すように民泊を増やしていきたいという答弁をいただきました。その辺の進捗というか、どうなっているのか。そして、簡易宿所営業許可とか、これがないと一般旅行客は宿泊することができないと。ただの農泊はできないと。教育旅行者と違って、これはできないということですが、この許可を取った宿泊施設はどのぐらいあるのか、お聞きしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今お話ございましたけれども、教育旅行ではなくて一般旅行客の宿泊の場合には、法律で簡易宿所営業許可、そういうものが必要であります。

そして、お尋ねの現在その許可を持っている施設につきましては、関地区で2軒、あとは塩井地区で1軒、合計3軒ございます。

今後のインバウンドの推進も含めて考えていきますと、そういう簡易宿所営業許可を取っておられる施設を増やしていくことも非常に大事だと思っておりますので、そのための支援策として、米沢市の農泊受入推進協議会の中では、簡易宿所の営業許可の取得費用に係る経費について助成を行うこととしておりますので、その取得に向けて活用していただけるよう、今年度、その受入れ

家庭の皆様にお話をしながら、ぜひ御協力いただける方には取っていただけるように、そういうふうにながら受入れ体制を強化していきたいと考えております。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○22番(工藤正雄議員) また話が変わりますが、以前、県知事が台湾にトップセールスということで、インバウンド誘客ということが目的で、それに農泊受入推進協議会の会長、あと米沢市の観光コンベンション協会会長も随行されたということで、そのとき、市の関わりはどうかということで、前の産業部長が答弁されているわけですが、その関わりはあまりないみたいなことで、これから十分に検討していくと。県との関わり、連携だと思のですけれども、県と連携すればかなりいろいろと、インバウンドがこの置賜のほうを目指した場合にバスが利用できるとか、そういう部分があると思いますが、あと当時のチャーター便が100便、台湾から来ていると。そのインバウンドはほとんど県の以北のほうに流れていくということで、インバウンドを県南のほうに、米沢というか置賜方面に向ける方法は何かないのかと思いますが、どのようにお考えですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 台湾のセールスのお話がありましたけれども、台湾とは今交流もしておりますし、新年度も様々な交流事業を行う予定であります。その中に、教育旅行についても、インバウンドにつきましても、台湾との交流の中に組み合わせながら誘客活動をすることによって効果的に進められると思っておりますので、ぜひ新年度は取り組んでいきたいと思っております。

○相田克平議長 工藤正雄議員。

○22番(工藤正雄議員) 時間が迫ってきましたので、次の大項目2に移ります。

高齢者の独り暮らしの本市の実態数をお聞きしました。まず私の目的は、そういう独り暮らしの高齢者が住居のほうでいろいろ苦労されている

のではないかとということであります。そして、(2)のシェアハウス、直接的にこれを実行してくださいと言っても、なかなか難しいものではありますが、今高齢者が増えて、独り暮らしの方がいろんな形態の生活をやっておられると。元気な方もおられます。そういう元気な方が1か所に集まって、そして共同で生活をする。女性の方ですと、力仕事とか何かは大変ですので、冬期間の雪かき作業とかそういうのは、シェアハウスで共同生活をやって、いろいろお互いにカバーし合ってやっていくという、これから先、こういう感じのシェアハウスが必要ではないかと思っております。そして、シェアハウスも空き家だけでなく、独り暮らしになった持家の方のところに集まって、共同で元気よく、仲よく生活を送るという感じも、これからそういうことも出てくるのではないかと。独り暮らしの高齢者がどんどん増えていく中で、住居の部分を見てもいろいろ変わっていくのではないかと思っております。そういうふうに変わっていくときに、行政側としても、ただこれはできない、これはできない、従来どおりだということではなく、対応していったほしいと思します。その辺をお聞きます。最後です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 今、議員お述べのとおり、様々な生活様式というのが出てくるかと思します。

また、先ほど述べたように、高齢者の方々の生活には地域の身近な方々との支え合い、関わりが重要であると考えております。

シェアハウスなどについては、先ほど建設部からの答弁もありましたとおり、メリット、デメリットがありますが、ネットなどでは民間での高齢者のシェアハウスなどの例もあります。まだまだ課題が多い事業になるかとは思いますが、現段階ではシェアハウス化を支援するというのは難しいと考えておりますが、なお今後研究してまいります。

○相田克平議長 以上で22番工藤正雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時52分 休 憩

~~~~~  
午後 3時53分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に進みます。

一つ、保育施設の入所状況と立地について、2番成澤和音議員。

〔2番成澤和音議員登壇〕（拍手）

○2番（成澤和音議員） 皆さん、こんにちは。
一新会の成澤和音です。

任期最後の一般質問、その中で大ラスを務めさせていただくことになりました。

この2期8年間、子育て世代の思いを背負って、子供たちが笑顔で明るく暮らせる米沢をつくりたい、米沢市で子育てしていてよかったと思えるまちをつくりたい、子供を中心に置いてまちづくりに取り組んでまいりました。そこで、初志貫徹、最後まで子育て政策で締めくくりたいと思います。

今回は、保育施設の立地と入所状況について伺います。

最近、お会いする子育て世代からは、保育園の入所に当たって、「第1希望、第2希望でなく第3希望になってしまった」「明らかに遠回りしないと通えない」といった不満の声をよく耳にします。

私が議員になる以前、保育所に入れない、希望する保育所を選べないなど、待機児童については、本市はもとより全国的な問題とされてきました。そこから、保育施設の整備や定員の増加など、待機児童の解消は子育て政策の最優先課題として進められてきたところです。

しかし、今振り返ってみれば、施設整備を優先

するあまり、保育空白地域や定員数など、米沢市の政策的なものはあまり重きを置いてこられなかったのかもしれない。

先日、民生常任委員会にて保育施設の入所状況について示されました。現時点において、入所申込み数が入所定員数を下回ることから、令和5年4月での待機児童は発生しませんが、どうしても年度途中になると希望する保育施設に入れないなど、選択肢が少なくなってしまう状況です。

保育所などを選ぶに当たって、家や通勤途中、通勤場所に近いところを選定するのがほとんどかと思います。定員数があるため、第1希望に入れないのは仕方ないにせよ、取りあえず書いたような第3希望での入所となると、落胆の声がささやかれます。現に、川西町や高畠町に働きに行っている窪田地区の子育て世帯の方は、隣町の保育園に入所できなかった上、第3希望となってしまったため、わざわざ市中心部まで来て、市外へと働きに行かなければならないというお話をお伺いしました。

これらの問題は、少子化によっていつかは改善されるのかもしれませんが、ですが、この状況が続けば、本市の子育て満足度は一向に高まらないかと思っています。

そこで、お伺いします。

令和4年度の各施設の入所状況、さらには定員に達している施設はどの程度あるものでしょうか。

また、入所申込みの際、第1から第3希望で入所できる割合はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

もう1点、市外在住の方が本市内の保育施設に、その逆、本市在住の方が市外の保育施設に預ける事例はどの程度あるものなのかもお伺いしたいと思います。

ここで、議長の許可を得て資料を準備させていただきました。これらは私が作成したものですので、数値が少し前のデータになると思いますが、

参考として見ていただければと思います。

まず、資料1は市内における認可保育施設等の立地及び定員数を記載した資料となります。赤字は認可保育所等、緑色が3歳未満の乳児園、青色が幼稚園施設となりますが、今回は認可保育所と認定こども園に絞って考えさせていただきたいと思います。

次に、資料2は各学区の未就学児数、こちらは米沢市の適正規模・適正配置等基本計画を基に、令和10年度の小学生数から逆算して算出したものとなります。

この資料1と資料2から、保育園の定員2,143人と各地区の保育所等希望想定数1,983人、こちらは今年4月時点での保育申込み数と合うように、未就学児の7割で算定させていただいたものを、資料3の東西南北プラスアルファの各地区と資料4の市街地、郡部の2つのパターンで独自に比較検討してみました。

まず初めに、資料3の各地区の保育所等希望想定数ですと、見ていただきますと分かるのとおり、上郷・万世、北部・広井郷・窪田の3エリアが保育施設の定員を上回る地域となっています。ただ、こちらはあくまでも保育希望者の全てが居住地区の保育園を利用した場合の想定ですので、一概に不足しているわけではないと思われます。あくまでも参考に覚えていただければと思います。

今度は、資料4の市中心部と郡部の保育所など、希望想定数で見ますと、窪田が185名、万世が33名、南原が72名の3地域で保育定員が足りていません。特に窪田に関しては、令和5年度に児童センターが閉園するため、突出しているように見られます。

ちなみに、資料1で分かるのとおり、南原は松川や南部、万世は東部など、近隣で比較的定員数に余裕がある保育施設へと通うことができます。

一方で、上郷地区では余裕に見えますが、不足している窪田地域から上郷へ通う方も多いため、

入所できないという話を多々伺いいたします。

そして、先ほどの資料3のとおり、北部地域の保育施設の余裕数がぎりぎりのため、第1、第2希望で入所できないのではないかと考えられます。

これらを踏まえて、次に統合保育園の立地に関して伺いたいと思います。

令和10年度以降に市立緑ヶ丘保育園、吾妻保育園の2園を統合し、ひまわり学園の機能を付加した複合施設をオープンする予定ですが、どういった観点で立地選定を行うのか、お伺いしたいと思います。

先ほど挙げたとおり、入所できない保育施設の空白地域やニーズに応じて立地を選定する必要があるかと思います。

加えて、大規模な宅地整備によって、市内における人口動態は10年前と比較しても大分変わっておりますし、そういった状況を勘案して統合保育園の整備を行ってほしいものですが、いかがでしょうか。

市立保育園の2園、それぞれ定員60名となっておりますが、統合後の定員数や施設規模に関してお知らせいただければと思います。

以上、壇上での質問を終わりとしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、保育施設の入所状況と立地についてお答えいたします。

初めに、(1)各保育施設の入所状況はどうなっているのかについてお答えいたします。

各保育施設の入所状況については、令和5年2月時点で保育施設を利用する教育・保育給付認定の子供は、定員2,203人に対して2,355人が入所している状況です。全体の入所率は106.9%となっており、保育施設24施設のうち20施設が定員に達していますが、4施設は定員を満たしていない状況です。

入所の弾力化による定員を超えての入所などにより、年度途中の入所はあったものの、令和4年度において待機児童は発生していない状況です。

待機児童にカウントされない特定園待ちの入所保留児童は29名となっております。

本市の第1、第2、第3希望の入所割合については、令和4年度当初の状況で、第1希望の入所者は78.9%、第2希望の入所者は10.2%、第3希望の入所者は2.1%となっています。

第1希望の年齢別の割合では、ゼロ歳児で86.8%、1歳児で73.5%、2歳児で58.8%、3歳児で86.4%、4歳児で52.6%、5歳児で77.8%となっています。

希望するところに入所できない場合の対応についてですが、入所施設の決定については、受入れ可能人数を超える申込みが同時にあった場合、保育の必要性等、世帯や児童の状況に応じて保育所等利用調整基準指数表で点数化し、点数の高い方から入所を調整し、決定しています。

あわせて、施設側とも受入れ枠の拡充などの依頼も行いながら、調整を行っているところです。

しかしながら、施設の面積基準や職員体制などにより、希望する施設に入所できない場合が生じます。その場合は、再度御希望する園を追加でお聞きするなどして、できるだけ御要望に沿った園を御紹介しているところです。

また、一度入所はしたものの、やはり当初希望した園に転園を希望したいという御要望には、年度初めの入所調整に申込みをいただき、転園の調整を行っております。

市外から入所する園児はどの程度いるのか、また、市外へ入所する園児はどの程度いるのかという御質問ですが、本市の施設を利用している市外の児童数は令和4年4月1日時点で高島町、川西町、南陽市などから17の施設に48人が入所しています。

また、高島町、南陽市、川西町、飯豊町など市外の施設を利用している本市の児童は16人とな

っています。

次に、(2)今後、市立保育園2園とひまわり学園が統合する予定だが、立地はどういう観点で検討するのかについてですが、市立保育園2園とひまわり学園の統合後の立地については、立地場所を選定するに当たっては「米沢市施設整備等における用地選定の考え方」に沿って検討してまいります。そのため、施設の機能や性質等に基づいて用地の選定を行っていきませんが、市有地の有効利用や、完成までの期間の短縮、整備費用の縮減の観点から、市有地から候補地の選定をまず検討した上で、適地がない場合には民有地、また国県有地にも対象を拡大して、用地の選定を行ってまいります。

なお、整備については、補助事業の活用も視野に入れ、補助要件との兼ね合いを考慮して検討したいと考えております。

必要となる施設の面積を検討する上では、出生数の推移を見極めながら、市内全体の保育受入れ状況も考慮した上で、市立保育所の定員を検討する必要があると考えています。

統合するひまわり学園については、現在実施している事業の継続を基本に、必要とする面積を算出する方法で検討しています。

また、複合施設となる2つの施設の共有部分などについても調整を行い、施設全体の面積と園庭を含めた敷地面積の必要となる面積を積算したいと考えています。その上で、要件に合った用地の検討をしていく必要があると考えています。

人口動態や保育ニーズなどの調査を行うということは現在考えていないところですが、令和元年5月に実施した子育て支援に関するアンケート調査で、「利用している教育・保育事業についてよいと感じていること」の質問に対し、就学前児童のいる世帯の71.3%が「自宅からの距離が近い、通勤しやすい」と回答しており、送迎に要する時間が短いところが保育所等を選ぶ基準になっていると考えています。そのため、地域ご

との就学前児童数や市内の教育・保育施設の立地状況、在園児の送迎時間を考慮し、適地を検討したいと考えています。

私からは以上です。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） まずは御答弁ありがとうございます。

思った以上に定員に達している施設がいっぱいあるのだと非常に驚いたところであります。私的にはまだまだもっと少ないと思ったのですが、ちなみに20園、20施設が定員に達しておりますが、これから生まれてくる子供たちもいっぱいいるわけなのですね。その際に、年度途中で入るといった場合に、もう定員に達しているところは入所できないのか、または点数が高ければ入所できる可能性があるのか、そこをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 年度途中の入所につきましては、先ほど申し上げた指数表を作成することとはまずなく、希望される園にどのぐらいの空きが、今受入れができるかということを確認させていただいて、決定しております。ですので、定員を超えたから希望することができないというものには現在のところはなっていないところです。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 私が話を聞くと、やはりどうしても年度途中に生まれて、仕事復帰したいけれども、第1希望で入れない、第2希望でも入れなくて、第3希望になってしまったという。事細かに聞いたわけではないのですが、核家族で子育てしているのにもかかわらず、共働きしているのにもかかわらず第3希望になってしまうというのが、どうしてなのだろうと思ひまして、先ほどの資料を作らせていただいたわけなのです。どうしても空白地域から市内のほうに向かってどんどん申込みがあるわけなのですから、そこ

で何でこういった状況なのに第3希望になってしまうのかと。これが毎年毎年話を聞くのです。少子化なのに。だから、ここは改善の余地があるのではないかと考えております。

先ほど第1、第2、第3希望の割合を教えてくださいましたが、この第3希望の2.1%を極力減らしてあげられるように、近隣で第3希望であればいいのですけれども、遠くまで通わないといけないような第3希望、これをなるべく減らして、ゼロにしていけるように、入所の選考は非常に御苦慮されると思います。施設の状況に応じて割り振りをしたりとか、あるのですが、そこら辺はまだまだ改善の余地があると思います。ぜひ検討していただいて、お願いしたいと思います。

ちなみに、私の知り合いで高島町に通っている人がおまして、高島町に申し込むと、糠野目地区の保育園も子供が多いのかなかなか入りにくいという状況で、16人ぐらいしかいなかったのですが、こちらは高島町さんと調整されての16人だと思いますが、入れないとか、そういった情報というのはあるものなのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 まずは市町村間の調整になりますけれども、希望がなければ「今空きがありますか」と他市町村にお聞きするということとはまずないところです。希望が出た場合、その市町村に対して「入所希望が出ておりますけれども、受入れが可能かどうか」ということで、こちらから調整を依頼するという形になります。空きがあれば入っていただくという手はずになっております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） これは本当に難しいと思うのは、やはりその年度によって利用状況というか希望者数が全く異なるので、一概にこうすれば改善できるというわけではないと思いますが、もしお手元にお持ちであれば、この定員に達している20施設というのは、これまでもずっと定員に達

しているのか。要するに毎年どうしてもそこが希望が多くて定員に達するかというのは、状況はお手元にお持ちでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 詳細な資料については手元にないところですが、現在先ほど申し上げた定員に達している20施設については、今までも定員に達している状況です。定員に達していない施設というのは、保護者様の御希望というのが現在ゼロ歳から入れたら就学前まで、卒園するまで、5歳児になるまで1つの園で終わらせたいという御希望が強いことから、どうしてもそうではない園というのはなかなか入所希望が出ない状況になっております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 分かりました。

個別の施設をぜひ教えてもらいたいと言ったのですが、そこは公表していないということでしたので、私もそれ以上分析しようがないわけなのです。でも、そこをひもといていくと、改善の余地とかも出てくるのではないかと思いますので、ここは一緒になって米沢の保育園の満足度を高めていけたらいいと思います。

先ほども話したとおり、窪田地域の人がわざわざ市内に来て、市外に勤めに行くという状況があるわけなのです。これはなぜかと思ったところ、入所の選考基準に検討の余地があるのではないかと思ったわけなのです。本市もそうだと思いますけれども、基本指数に加えて調整指数を加味して優先順位等は決められていくと思うのですが、保育の空白地域があるわけなのです。今、米沢市でいえば、地区ごとで配置されていないところもありますけれども、そこを加味して入所を選考しているわけではないと思います。その調整指数に関しては、希望する保育園に兄弟が在園しているとか、あとは同居家族がいる場合は減点されとかですけれども、私米沢市のこの選考基準の中に、取りあえず今言ったとおり保育施設までの距離、

近隣に保育施設がない場合は加点するとか、そういったところを検討する余地はあると思うのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 入所に関しましては、調整指標を作成させていただいております。その中で、優先利用事項という国から示されているものもございます。ただ、先ほどもお話ありましたように、様々な理由で優先できないかという要望などもあり、現在、優先で入ることができる、優先の加点があるという方については、そのような対応を取らせていただいております。

今、議員お述べの近隣に保育施設がない場合ですけれども、どこを希望されるかは、近隣も希望されないわけですので、点数化するというのは、全員のものを調べることはなかなかできない状況もございますので、また、ほかの市町村を確認しても、近隣にないことを理由に優先順位が上がるということは行っているところがまずなかったということもございますので、まずその点ではできないのですが、ただ、勤務地との距離、時間など、考慮する点は多くあるかと思います。それは聞き取りの中で聞かせていただきまして、それは加点という形ではなく、同点となった場合などに使わせていただく指標がありますので、それに沿って、まずは御利用される方の利便性が図れるようにということで対応を検討しているところです。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 考慮していただけるというのであればいいのですが、なかなか目に見えないと、どうしても第3希望になってしまって、わざわざ遠回りしないといけないというところになってしまうのかと。私が話を聞いた方ですと、一番近くのところに行けばそこまででもないのですが、第3希望になってしまって、保育園まで往復14キロメートル、それを毎日2往復するので、30キロメートルです。どう思いますか。ここ

を私は改善できないかと思ったのです。保育空白になっているから、探しても第1希望に入れなくて、第3希望にしか入れなくて、わざわざこっちまで来ないといけない。本当であれば、もっと近いところに行って、ゆっくりではないですけども、少し朝余裕を持って出かけられるけれども、そうなったがために毎日30キロメートル、保育園に預けるために通っていると。明らかに遠回りしないといけない状況を改善できないかという御提案なのです。ぜひここも頭に入れていただきまして、近隣にないからではなくて、米沢の状況と近隣の保育状況は違うと思うのです。そこを考慮して、私は進めていっていただきたいと思うわけなのです。ぜひこれはお願いしたいと思います。

続きまして、今後の2園とひまわり学園の統合の件に関して伺いたいと思います。

その前に、代表質問等でも出ていますけれども、出生数が大体412人、これが6年続くと単純に未就学児が2,500人程度。保育希望者で換算すると1,700人から1,800人ぐらい、1,800人までいくかという状況で、今よりもぐぐっと、本当に二、三百人ぐらい保育希望者が減る。施設でいうと、大体2園分、3園分ぐらい減少してしまうと思うわけなのです。

今の配置からすると、私は園を減らしていくのではなくて、やはり平準化するといいますか、定員が多いところを少し下げたりとかしながら、米沢の保護者の選択肢を私は残してあげたいと思うわけなのですが、市立保育園の定員数も、今は60人と60人で120人ですけども、もしかしたら本当に60人程度の規模というのも可能性があると思いますので、そこら辺もシミュレーションして、今後進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほど壇上でも申し上げましたとおり、やはり出生数の推移を見極めながら、定員数を定めなくてはいけないと考えてお

ります。確かに現状のままでいきますと、ますます少子化は進んでいく。現在の規模、この園がこの定員でいいかという問題にもなってくるかと考えております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） それともう1点、立地に関して、先ほど市有地等を検討するという、既存の計画に基づいてという話がありましたけれども、私は保育園の立地というのは、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方はあまり合わないと思うわけなのです。米沢の場合だと、公共施設の都市機能誘導区域への配置を検討しますとかと書いていますが、保育施設は学校施設と同等で、やはりその地域であったり、距離的なものを考慮していかないといけないと思うのですが、その点に関してはいかがなのでしょう。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 保育施設の必要量の提供につきましては、教育・保育提供区域ということで、本市の場合は自動車での送迎が多いこと、また幼稚園に関しましてはバスでの送迎がほぼ全てであるということで、全域がまず保育の提供区域ということでやっておりますので、米沢全体で今のところ保育区域は見ております。今お話あったように、確かにいろいろな区域、空白区域というものもありますけれども、ほぼほぼ通勤圏内で対応をしていきたいと考えているところです。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） そう言われると、さっきの話に戻ってしまうのです。保育園まで14キロメートル。第1希望で入れればいいです。でも、今現状整っていないではないですか。入れるのであれば、なるほどと思うのですが、第3希望で毎日30キロメートル走るような、それで保育を米沢は満たしていると言えますか。私は満たしていないと思います。ぜひこれから議論していくと思いますので、私もしっかりとその部分は言っていきたいと思います。

今年度に関して、窪田の児童センターが閉園されるわけなのです。そうなりますと、先ほど資料にありましたとおり、窪田地域に関しては子供の数はまだまだ減らない予定で、保育の利用者も200人近くいる。でも保育所がないという、本当に矛盾したような、米沢市の子育てとは全く真逆のような取組になってしまうと思いますし、私はその跡地を活用したりとか、これからひまわり学園に関しても、広域利用をどんどん進めていくという記載もございました。そこら辺も検討の余地は十二分にあると思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 まずは様々な機能が今後一緒になる、総合的な施設になりますので、現在利用していらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういうことも考慮した上で検討する必要がありますと考えております。

○相田克平議長 以上で2番成澤和音議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 4時24分 休 憩

午後 4時24分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

日程第2 議第34号米沢市印鑑条例の一部改正について

○相田克平議長 日程第2、議第34号米沢市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。
この場合、市長から提案理由の説明を求めます。

中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 ただいま上程になりました議第34号米沢市印鑑条例の一部改正について説明いたします。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○相田克平議長 ただいまの市長説明に対し、総括質疑を許可します。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案1件は、会議規則第37条第1項の規定により、配付しております議案付託表（追加）のとおり、所管の委員会に付託いたします。

所管の委員会は、会議日程により慎重審査の上、来る3月23日の本会議にその結果を報告いたします。

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時26分 散 会

